

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【事業年度】	第138期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社西島製作所
【英訳名】	Torishima Pump Mfg.Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原 田 耕 太 郎
【本店の所在の場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
【電話番号】	(072)695 - 0551 （大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬 淵 淳 夫
【最寄りの連絡場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
【電話番号】	(072)695 - 0551 （大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬 淵 淳 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社西島製作所 東京支社 （東京都品川区大崎一丁目6番1号 TOC大崎ビル9階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 上記の株式会社西島製作所 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第134期	第135期	第136期	第137期	第138期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高	(百万円)	46,501	40,479	44,414	45,381	48,154
経常利益又は経常損失 ( )	(百万円)	793	1,663	1,871	1,549	2,275
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失( )	(百万円)	405	2,422	1,532	854	2,183
包括利益	(百万円)	2,325	2,990	1,747	1,165	1,326
純資産額	(百万円)	36,532	32,794	33,713	34,017	34,947
総資産額	(百万円)	71,987	66,198	67,719	71,171	72,674
1株当たり純資産額	(円)	1,308.22	1,179.57	1,221.94	1,240.33	1,270.43
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ( )	(円)	14.61	88.13	56.15	31.50	80.18
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	14.55	-	55.91	31.34	79.84
自己資本比率	(%)	50.0	48.7	48.9	47.3	47.7
自己資本利益率	(%)	1.13	7.52	4.69	2.56	6.39
株価収益率	(倍)	60.51	-	19.57	31.75	12.02
営業活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	1,194	5,000	6,496	587	3,769
投資活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	345	415	1,376	1,105	1,438
財務活動によるキャッ シュ・フロー	(百万円)	2,120	1,624	4,140	1,153	2,150
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	4,307	7,175	10,871	11,379	15,924
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	1,516 (76)	1,547 (76)	1,580 (77)	1,625 (74)	1,588 (69)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第135期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第135期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 第136期より、1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第134期	第135期	第136期	第137期	第138期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	36,672	31,329	36,130	37,008	38,973
経常利益又は経常損失 (百万円)	755	1,385	1,407	762	783
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	608	2,882	301	183	816
資本金 (百万円)	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592
発行済株式総数 (株)	29,889,079	29,889,079	29,889,079	29,889,079	29,889,079
純資産額 (百万円)	31,039	27,375	27,769	27,820	27,713
総資産額 (百万円)	63,074	57,057	58,122	61,226	61,730
1株当たり純資産額 (円)	1,125.24	998.80	1,020.00	1,018.97	1,011.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)	25.00 (9.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	21.93	104.90	11.03	6.75	29.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	21.85	-	10.99	6.71	29.85
自己資本比率 (%)	49.0	47.8	47.6	45.2	44.7
自己資本利益率 (%)	1.97	10.57	1.10	0.66	2.95
株価収益率 (倍)	40.31	-	99.18	147.41	32.15
配当性向 (%)	82.1	-	163.2	266.7	83.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	807 (68)	824 (68)	858 (71)	861 (68)	878 (64)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	70.9 (130.7)	81.5 (116.5)	90.2 (133.7)	83.8 (154.9)	83.3 (147.1)
最高株価 (円)	1,295	1,078	1,200	1,220	1,139
最低株価 (円)	745	721	922	940	863

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第135期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第135期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 136期より、1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

5. 第138期の1株当たり配当額25.00円は、創立100周年記念配当7.00円を含んでおります。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

## 2【沿革】

年月	沿革
1919年 8月	大阪市此花区西島町にポンプ専門製作工場 西島製作所を創設。
1928年 4月	株式会社西島製作所を設立。
1941年12月	現在地（大阪府高槻市宮田町）に本社及び工場全部を移転し、旧工場を閉鎖。
1949年 5月	大阪証券取引所に株式上場。
1969年 8月	サービス部門強化のため同部門を分離独立させ、西島サービス株式会社（現 西島エンジニアリング株式会社（現 連結子会社））を設立。
1980年 9月	大阪証券取引所市場第一部上場。
1981年12月	東京証券取引所市場第一部上場。
1985年 4月	インドネシアに代理店 株式会社グナ エレクトロと共同出資でポンプ及び部品製造の合弁会社 PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA（現 連結子会社）を設立。
1990年 6月	佐賀県武雄市に小型ポンプの生産子会社 株式会社九州トリシマ（現 連結子会社）を設立。
1992年 5月	インドネシアに鋳物工場の合弁会社 PT.GETEKA FOUNINDO（現 連結子会社）を設立。
1992年 8月	佐賀県武雄市に九州工場完成。
1994年10月	香港に現地法人西島ポンプ香港有限公司（現 連結子会社）を設立。
1999年 5月	インドネシアにエンジニアリング業務及びアフタサービスを行う合弁会社 PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING（現 連結子会社）を設立。
2000年 8月	株式会社風力エネルギー開発を設立。
2002年 3月	株式会社立川シーエスセンターを設立。
2003年 7月	株式会社玄海風力エネルギー開発を設立。
2003年12月	株式会社大星山風力エネルギー開発を設立。
2004年 6月	昭和メンテナンス工業株式会社を買収。
2006年 6月	執行役員制度を導入。
2007年11月	TORISHIMA EUROPE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2009年 3月	株式会社クリーンエネルギー五色（現 連結子会社）の株式を追加取得。
2009年 4月	西島エンジニアリング株式会社（現 連結子会社）の事業を当社が譲受。
2009年 4月	株式会社風力エネルギー開発を存続会社として、株式会社玄海風力エネルギー開発と株式会社大星山風力エネルギー開発の計3社で合併。
2009年 6月	西島ポンプ（天津）有限公司（現 連結子会社）を設立。
2009年12月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.（現 連結子会社）を設立。
2010年 3月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2010年 9月	KRG INDUSTRIES LTD.の株式を追加取得。
2011年 1月	TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2011年 5月	TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.（現 連結子会社）を設立。
2012年 4月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2012年 6月	TORISHIMA (USA) CORPORATION（現 連結子会社）を設立。
2013年 1月	TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.（現 連結子会社）を設立。
2013年 6月	FLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY,LLC及びFEDCO REALESTATE HOLDINGS,LLC.の出資持分を新規取得。
2014年 2月	KRG INDUSTRIES LTD.の株式を売却。
2014年 3月	株式会社風力エネルギー開発、株式会社立川シーエスセンター、株式会社牧之原風力エネルギー開発及び株式会社吉備風力エネルギー開発の合計4社を当社に合併。
2015年 6月	監査等委員会設置会社へ移行。
2016年 7月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.（現 連結子会社）を設立。
2016年 8月	FLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY,LLC及びFEDCO REALESTATE HOLDINGS,LLC.の出資持分を売却。
2016年12月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD.（現 連結子会社）を設立。
2018年 3月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD.（現 連結子会社）を設立。
2018年 5月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD.（現 連結子会社）を設立。
2018年 9月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC.（現 連結子会社）を設立。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社25社（うち連結子会社21社）及び関連会社4社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

当社グループの主な事業内容に係わる位置付け等は次のとおりであります。

なお、セグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載しております。

事業の内容	主な事業内容	会社	
ポンプ事業	ポンプ、ポンププラント、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売及び据付工事・サービス	国内	当社、(株)九州トリシマ、西島エンジニアリング(株)協和機工(株)
		海外	西島ポンプ香港有限公司 PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA PT.GETEKA FOUNINDO PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING SMITECH ENGINEERING PTE LTD. TORISHIMA EUROPE LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. 西島ポンプ(天津)有限公司 TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD. TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD. TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD. TORISHIMA (USA) CORPORATION TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC. その他 4社
環境事業	環境装置の製造・販売及び各種廃棄物の再利用品等の企画・製造・販売	国内	当社
新エネルギー事業	風力発電設備、小水力発電設備の販売及び据付工事・サービス並びに電気の供給事業	国内	当社 (株)クリーンエネルギー五色 イオスエンジニアリング アンド サービス(株) (株)肥前風力エネルギー開発

(注) 印は、関連会社であります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 西島エンジニアリング㈱	大阪府 高槻市	30	ポンプ事業	100.0	役員の兼任・・・有
㈱九州トリシマ	佐賀県 武雄市	100	ポンプ事業	100.0	当社製品の一部を製造、販売しております。 なお、当社所有の建物を賃貸しております。 また、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
西島ポンプ香港有限公司 (注)1	香港	千ホンコン ドル 29,675	ポンプ事業	100.0	当社の東南アジア市場への販売拠点として おります。 なお、当社が債務保証を行っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA EUROPE LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	100.0	当社製品の海外への販売拠点として おります。 役員の兼任・・・有
㈱クリーンエネルギー五色 (注)2	大阪府 高槻市	10	新エネルギー事業	49.0	当社が電力供給事業のための風力発電機器を 納入しております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
西島ポンプ(天津)有限公司 (注)1	中国	千元 41,125	ポンプ事業	86.7	当社製品の一部を製造・販売を行って おります。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行 っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.(注)3	アラブ首長 国連邦	千U A E ディルハム 4,000	ポンプ事業	100.0 (2.5)	中東地域でのエンジニアリング業務及びアフ タサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	100.0	欧州地域でのエンジニアリング業務及びアフ タサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA (注)1	インドネシ ア	百万ルピア 4,884	ポンプ事業	75.0	当社製品の一部を製造・販売を行って おります。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
PT.GETEKA FOUNINDO (注)1	インドネシ ア	百万ルピア 14,797	ポンプ事業	73.1	当社製品の一部を製造・販売を行って おります。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行 っております。 役員の兼任・・・有
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING (注)1、2	インドネシ ア	百万ルピア 49,093	ポンプ事業	48.8	東南アジア地域でのエンジニアリング業務 及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	95.0	欧州地域でのエンジニアリング業務を行 っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. (注)3	インド	千ルピー 65,116	ポンプ事業	100.0 (1.0)	インドでのエンジニアリング業務及びアフ タサービスを行っております。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行 っております。 役員の兼任・・・無

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
TORISHIMA (USA) CORPORATION (注)1	アメリカ	千米ドル 15,300	ポンプ事業	100.0	北米地域での統括拠点としております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 200	ポンプ事業	100.0	東南アジア地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が債務保証を行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.	オーストラリア	千オーストラリア ドル 250	ポンプ事業	80.0	オーストラリアで当社製品を販売しております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD. (注)3	タイ	千タイバーツ 16,000	ポンプ事業	70.0 (1.0)	タイでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.	サウジアラビア	千サウジアラ ドル 2,000	ポンプ事業	60.0	サウジアラビアでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD.	台湾	千台湾ドル 950	ポンプ事業	100.0	台湾でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア	千マレーシア リンギット 1,000	ポンプ事業	100.0	マレーシアでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC.	アメリカ	千ドル 250	ポンプ事業	100.0	アメリカでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・有
(持分法適用関連会社) 協和機工(株)	長崎県 佐世保市	150	ポンプ事業	33.3	ポンプ関連部品の仕入れ及び据付工事等の一部施工を委託しております。 役員の兼任・・・有
SMITECH ENGINEERING PTE LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 1,500	ポンプ事業	21.6	シンガポールを拠点として、当社製品の販売及びエンジニアリング業務を行っております。 役員の兼任・・・無
イオスエンジニアリング アンド サービス(株)	東京都 港区	90	新エネルギー事業	49.0	電力供給事業のための風力発電機器の保守・点検を委託しております。 役員の兼任・・・有
(株)肥前風力エネルギー開発	大阪府 高槻市	10	新エネルギー事業	49.0	当社が電力供給事業のための風力発電機器を納入しております。 役員の兼任・・・有

(注)1 特定子会社に該当しております。

2 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

3 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

事業の内容	従業員数(人)	
ポンプ事業	1,497	(44)
環境事業	3	(-)
新エネルギー事業	2	(-)
全社(共通)	86	(25)
合計	1,588	(69)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2 従業員数は、嘱託社員等(185人)を除いております。  
3 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
878 (64)	37.3	12.2	5,528,263

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2 従業員数は、嘱託社員等(59人)を除いております。  
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、上部団体として「JAM労働組合」に所属しており、2019年3月31日現在の組合員数は708人であります。なお、労使関係は安定した状態であり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題

当社グループは、1919年創立以来「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献し、責任ある企業として高品質の製品づくりに取り組んでいます。

世界人口が70億人を突破し、水・食糧・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き地球規模での大きな課題となっています。日本と比べ高い成長率を維持しているアジア各国などの海外市場の拡大をはじめ、国内市場においても、バイオマス発電の新設や老朽化したインフラの更新に伴うサービス事業の拡大、自然災害に強いインフラ整備のための公共事業の実施など底堅い需要が見込まれます。しかしながら中国を始めとした世界経済の減速懸念等による設備投資の鈍化などにより受注環境は厳しいものと予想されます。

当社は、今年8月に創業100周年を迎えます。耐震対策と工場集約を兼ねた本社工場ビルの建替え工事がいよいよ本格的に始動し、新製品TR-COMの販売促進、働き方改革など、2019中期経営計画BEYOND100の最終年度として対処すべき課題に着実に取り組んで参ります。

2017年度に策定した3カ年経営計画の進捗状況は、以下のとおりです。

#### 3カ年経営計画

単位：百万円

区 分	2017年度 (第137期)		2018年度 (第138期)		2019年度 (第139期)
	計画	実績	計画	実績	計画
受 注 高	44,000	42,233	45,000	51,768	46,000
売 上 高	44,500	45,381	46,000	48,154	46,000
営 業 利 益	2,000	1,257	2,000	1,731	2,500
経 常 利 益	2,500	1,549	2,000	2,275	2,500
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,800	854	1,400	2,183	1,800

(注) 国際会計基準(IFRS)は考慮していません。

3カ年経営計画では以下の経営施策を中心に取り組んでおります。

#### (イノベーションの推進)

当社グループのコアポンプ(水・電力・インフラ)の製品力の強化・新製品の導入を図ります。さらにこれまで進めてきた、ポンプの効率化による省エネソリューションの推進や、近年頻発しているゲリラ豪雨などに対応できる新技術・新製品の開発・供給に加え、事業開発部を新設し、TR-COMの販売促進をはじめ、IoT/3D技術を活用したサービス市場向け新システムの開発・販売を通して、社会の安全・安心に一層寄与します。

#### (グローバル展開)

当期は台湾と米国に新拠点を設立致しました。今後とも、グローバルネットワークを活かし、機種別・顧客別に最適な拠点にて生産するグローバル生産体制を確立し、製品競争力の強化を図ります。

#### (生産性・業務品質の向上)

生産性向上及び生産能力拡大のため積極的に最新機械などへの設備投資を行います。さらにこれまで取り組んできたトリシマ・イノベーション・システムの継続的な改善、定着化を目指します。

(サービス事業の拡大)

当期、中期経営計画の要となるサービス事業の強化をよりスムーズに実行していくために、社会システム本部（国内官公需）、産業本部（国内民需）、海外本部（外需）、の3本部フロント体制を敷き、それぞれが営業、技術、施工、サービスまで独立した機能を持ち、より迅速かつ柔軟に顧客ニーズに応える体制を構築し、着実に成果を挙げています。また、引き続きサービス部門の増員、とくにスーパーバイザー（点検・修理の技術力とともに顧客対応力も併せ持つエンジニア）の育成、増員を進め、より顧客満足度の高いサービスを提供していきます。

(ガバナンスの強化)

取締役会の実効性をさらに向上させ、企業価値向上に繋がります。また、海外を含む子会社管理の充実を図りガバナンスを強化します。

(人材の確保・育成)

当期発足した働き方改革推進チームによる試験オフィスの提案やRPAを使った業務の改善など、生産性向上による、働き方改革を推進しております。また、多様性に富んだ人的ネットワークを強化すべく、女性や外国人の活用を図り、ダイバーシティを推進します。さらに今後益々進めるグローバル展開に対応しうる人材を確保し育成します。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様のご利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を行うことを決議し、第136回定時株主総会において一部変更を加え継続することを決議しております。

本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、次の当社ウェブサイトに掲載しております。  
<http://www.torishima.co.jp/>

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議されることが前提となります。

## 1. 本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することになる場合がありうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、1世紀近くの長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社の行ってきた企業価値向上の取組みに逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

## 2. 本プランの内容

本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の( )又は( )に該当する当社株式等の買付け、又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行ない、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

( )当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

( )当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

( )買付者等の概要

イ 氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 代表者の役職及び氏名

ハ 会社等の目的及び事業の内容

ニ 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

ホ 国内連絡先

ヘ 設立準拠法

( )買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

( )買付者等が提案する大規模買付行為の概要(買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。尚、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

#### 「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記（ ）ホの国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ( ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ( ) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( ) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ( ) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ( ) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（ ）又は（ ）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- ( ) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間
- ( ) その他の大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記( ) ( )いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### 取締役会の決議

当社取締役会は、上記 の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

( ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

( ) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記( )に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であっても、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記に定める手続きを行うものとします。

この場合、当社取締役会は、下記 に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

( ) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記( )及び( )に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記( ) ( ) ( ) の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 株主意思の確認

当社取締役会は、上記 ( )に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日(以下、「投票基準日」といいます)を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、( ) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は( ) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記 に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2017年6月29日開催の定時株主総会決議の日から、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 3. 本プランの合理性

#### 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

#### 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2. ( ) に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、上記2. に記載した通り、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

##### 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

##### 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

##### 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

##### 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a) 当社取締役会は上記の取組みは上記の基本方針に沿ったものであり、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為を行おうとする場合または当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。

(b) 当社取締役会は上記の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

### (1) 受注・売上の需要先別の動向と収益環境

当社グループの事業の核となるポンプ事業は、企業間の熾烈な受注競争が厳しさを増す状況下、当社グループの今後の収益環境は予断を許さぬ情勢が続くと考えられることから、景気動向の悪化が当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループはこれらに対応するため独自性の高い製品・技術の研究・開発に注力し、水・新エネルギーなどの資源や環境問題など、時代が求める新たなニーズに適切に応える分野を強化しております。

### (2) グローバリゼーションに伴う為替リスク、カントリーリスク及びプロジェクト・マネジメントリスク

中近東をはじめとする大型プロジェクト案件については、見積・提案から成約を経て製造・据付・引渡しに至るまで長期に亘ることから、その間の為替変動に伴うリスクを負うほか、当該地域における政治的、経済的な社会情勢の急変や税制の変更が当社グループの事業運営に障害または遅延をきたす可能性があり、また、日本国内との慣習の違い等により人員管理や案件管理が期待する水準と異なる可能性があること等から計画どおりにプロジェクトが進捗しない可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、カントリーリスク、プロジェクト・マネジメントリスクを軽減するため、為替予約、外貨建ての資材調達等の推進や現地での資材調達等をとおしてリスクヘッジを行っております。

また、世界市場の中で高い先端性のある技術を持っている企業は競争に打ち勝ち、市場獲得のチャンスが拡大します。当社グループは、こうした競争環境の現実に対して、ハイテクとサービス、グローバルに展開するマーケティング・研究／開発・生産体制・アウトソーシング等、新たな成長機会を指向する組織体制の構築を推し進めております。

### (3) 有価証券の保有に係るリスク

当社グループは、有価証券の売却を進めております。

保有有価証券は、今後の株式市場及び経済環境や企業収益の動向によっては株価下落等に伴うリスクが発生することも考えられ、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、かかる有価証券保有に伴うリスクを回避するために、今後とも保有有価証券の見直しを行っていく方針であります。

### (4) 設備工事及び機器製造における事故及び災害に係るリスク

当社グループの生産地域は大阪府高槻市の本社工場に集中しており、予期しない事故及び災害が発生したときは、生産能力が低下し、受注案件の適時出荷に障害が発生したり、事業体制の立直しのために多額のコストを要する場合があります。当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

かかる事故及び災害に備えて、当社グループでは、全社的に安全のための行動を周知徹底し、対策を実施しております。過去において大きな被害をもたらす事故及び災害は発生してはおりませんが、これらの施策が事故や災害による損害を完全に阻止できる保証はありません。

### (5) 製品保証及び工事損失に係るリスク

当社グループでは、顧客の要望に十分に伝えるため、品質、機能、安全性、納期等に万全を期しておりますが、当社グループの製品に重大な不具合が存在するときは、予期せぬ追加工事が発生したり、リコールが発生する等により、多額の製品保証費用等が発生する可能性があり、会計上は製品保証引当金等を計上しているものの、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

### (6) 法的規制等に係るリスク

当社グループは、製造物責任法、独占禁止法、建設業法等、様々な法的規制を受けております。また、当社グループは海外でも事業を展開しており、各国の法的規制を受けております。

当社グループでは法令遵守の徹底を図っておりますが、法律・規制等が強化された場合や予期し得ない法律・規制等の導入・改正等があった場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 訴訟等に係るリスク

当社グループでは事業に関連して国内外の訴訟等の対象となるリスクが存在することを認識しており、将来、重要な訴訟等が提起された場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、米国では、全体的には依然として旺盛な消費・生産・輸出により堅調に推移しました。欧州では、英国のEU離脱問題、フランスの対政府抗議デモ・移民問題など景気の下振れリスクがある中、個人消費が比較的堅調に推移し景気を下支えました。一方、今まで世界経済を牽引してきた中国は、それまでの投資急拡大に伴う設備過剰感による新規投資の減少や、米国との貿易摩擦激化等の影響により、景気拡大に減速傾向がみられました。2019年に入って世界的に株価が堅調に推移していますが、2018年末には景気の先行き不透明感から株価が大幅下落する局面があるなど、不安定な面も認められました。このように全般的には堅調を維持していますが、下振れリスクを抱える先行き不透明な状況で推移しました。

わが国の経済も、比較的良好な雇用環境に基づく内需に支えられて、緩やかな景気回復がみられました。しかしながら、地震・集中豪雨・台風など、相次いだ自然災害による大きな被害が発生し、中国経済の減速に伴う中国及びASEAN向け輸出の減少を主因とする外需の減少や、米中貿易摩擦の影響による景況感の悪化など、景気下振れリスクもある中で推移しました。

このような状況下、当ポンプ業界は、世界人口増加に対応するため水資源を中心としたインフラ整備や、老朽化した設備の更新、異常気象に対応した集中豪雨対策など、ポンプに対する底堅い需要は今後も継続すると見込まれるものの、価格競争を含む国際的なメーカー間での受注競争は激しいものがあり、受注環境は引き続き厳しい状況で推移しています。

当社グループは、高効率ポンプの開発・製造・販売に注力するとともに、エコポンプの販売促進、官公需向けの新技術の提案を継続して展開いたしました。また、サービス事業強化のためのアジアを中心とした拠点拡大、工場の生産性向上のための新型加工設備導入などにおいて積極的な投資を行いました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は51,768百万円（前連結会計年度比122.6%）となりました。

これを需要別に見ますと、官公需は16,434百万円（前連結会計年度比118.1%）、民需は9,258百万円（前連結会計年度比103.9%）、外需は26,075百万円（前連結会計年度比134.4%）となりました。

当連結会計年度の売上高は48,154百万円（前連結会計年度比106.1%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては48,942百万円（前連結会計年度比108.0%）を来期以降に繰り越すことになりました。

当連結会計年度の営業利益は、子会社の増加などにより、販売費及び一般管理費が増加したものの、外需売上高の増加や、工事損失など引当金の計上が減少したことにより、1,731百万円（前連結会計年度比137.7%）となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損75百万円などが発生したものの、営業外収益として持分法による投資利益99百万円が発生したことなどにより2,275百万円（前連結会計年度比146.9%）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として投資有価証券売却益97百万円が発生したものの、特別損失として投資有価証券売却損83百万円などが発生したことにより2,183百万円（前連結会計年度比255.4%）となりました。

当連結会計年度末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,502百万円増加し72,674百万円となりました。これは主に、老朽化した本社ビルの建替用資金として借入れた現金及び預金の増加（前連結会計年度末比4,456百万円増加）などによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ572百万円増加し37,726百万円となりました。これは主に、短期借入金の減少(前連結会計年度末比1,752百万円減少)があったものの、長期借入金の増加(前連結会計年度末比4,374百万円増加)などが発生したことによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ930百万円増加し34,947百万円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ4,544百万円増加し、15,924百万円となりました。なお、連結貸借対照表における「現金及び預金」には3ヶ月超の定期預金を前連結会計年度末には94百万円、当連結会計年度には7百万円含んでいます。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は3,769百万円(前連結会計年度は587百万円の増加)となりました。これは、工事損失引当金の減少1,047百万円(前連結会計年度は678百万円の増加)などの資金の減少があったものの、売上債権の減少1,065百万円(前連結会計年度3,180百万円の増加)及びたな卸資産の減少1,142百万円(前連結会計年度は569百万円の増加)などの資金の増加があったことなどによるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は1,438百万円(前連結会計年度は1,105百万円の減少)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1,558百万円(前連結会計年度は715百万円の支出)及び無形固定資産の取得による支出69百万円(前連結会計年度は167百万円の支出)などの資金の減少があったことなどによるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増加は2,150百万円(前連結会計年度は1,153百万円の増加)となりました。これは、長期借入金の返済による支出2,639百万円(前連結会計年度は5,873百万円の支出)などの資金の減少があったものの、長期借入れによる収入5,307百万円(前連結会計年度は8,000百万円の収入)などの資金の増加があったことなどによるものです。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	金額(百万円)	前年同期比(%)
ポンプ事業	46,600	105.9
その他	1,294	123.3
合計	47,895	106.3

(注) 金額は販売価額によっており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注高及び受注残高を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ポンプ事業	50,318	121.9	48,599	107.4
その他	1,450	152.9	342	374.9
合計	51,768	122.6	48,942	108.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度における需要先別の受注高及び受注残高の構成比

需要先別		受注高(%)	前年同期構成比(%)	受注残高(%)	前年同期構成比(%)
国内	官公需	31.7	32.9	25.7	26.7
	民需	17.9	21.1	13.2	12.6
外需		50.4	46.0	61.1	60.7
合計		100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	金額(百万円)	前年同期比(%)
ポンプ事業	46,955	106.1
その他	1,199	107.8
合計	48,154	106.1

(注) 1 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、前連結会計年度及び当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度における需要先別販売実績の構成比

需要先別		販売実績(%)	前年同期構成比(%)
国内	官公需	33.1	36.6
	民需	17.7	18.6
外需		49.2	44.8
合計		100.0	100.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討等

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に与える見積りを必要とします。これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1.(1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えております。

(ア) たな卸資産の評価

当社グループは、たな卸資産について、期末における収益性の低下の有無を判断し、収益性が低下している  
と判断されたものについては、帳簿価額を正味売却価額または処分見込価額まで切り下げております。

収益性の低下の有無に係る判定は、原則として個別品目ごとに、その特性や市況等を総合的に考慮して実施  
しております。

また、受注工事に係るたな卸資産については、工事損失引当金により収益性の低下を反映させております。

(イ) 有価証券の評価

当社グループは、その他有価証券のうち時価のある有価証券について時価評価を行い、評価差額については  
税効果会計適用後の純額を、その他有価証券評価差額金として純資産の部を含めて表示しております。

減損処理にあたっては、時価が取得価額の50%以上下落した場合のほか、時価回復の可能性をもとに判断し  
ております。

(ウ) 債権の回収可能性

当社グループは、金銭債権の回収可能性を評価して貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しております。

貸倒見積高算定の対象となる債権は、日常の債権管理活動の中で、債権の計上月や弁済期限からの経過期間  
に債務者の信用度合等を加味して区分把握しております。

貸倒見積高の算定に際しては、一般債権については貸倒実績率を適用し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等  
については個別に相手先の財務状況等を考慮して、回収可能性を吟味しております。

(エ) 退職給付費用及び債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出しており、その  
主要な前提条件は退職給付債務の割引率及び年金資産の期待運用収益率であります。

割引率は、従業員の退職給付の見込み支払日までの平均期間に対応する期間の日本の国債利回りを基礎に設  
定しております。

また、年金資産の長期期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績、収  
益の将来見通しを総合的に判断して設定しております。

(オ) 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかの回収可能性  
を検討し、回収が不確実であると考えられる部分に対して評価性引当額を計上して繰延税金資産を減額して  
おります。

回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得の見積額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、  
将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

(カ) 工事進行基準

当社グループは、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準を適用して  
おります。なお、工事の進捗率の見積もりは原価比例法を適用しております。

#### 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等としては、当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ1,502百万円増加し72,674百万円となりました。これは主に、老朽化し耐震性に問題のある本社ビルの建替え用として長期借入金を増加させたこと、当連結会計年度末に中東プロジェクト売掛金の回収が進んだことにより、現金及び預金が、前連結会計年度に比べ4,456百万円増加したことによります。なお、中東プロジェクトの回収が進んだことにより、受取手形及び売掛金は、前連結会計年度に比べ1,005百万円減少しております。

また、負債は、前連結会計年度末に比べ572百万円増加し37,726百万円となりました。これは主に、短期借入金の減少(前連結会計年度末比1,752百万円減少)があったものの、長期借入金の増加(前連結会計年度末比4,374百万円増加)などが発生したことによるものですが、これは短期借入金から、より低利率である長期借入金に借り換えを行ったことに加え、今後予定されている設備投資に対応するために新規借入を行ったものです。その他として、懸案事項であった中東の大規模プロジェクトの終結に伴い、工事損失引当金が1,050百万円減少しております。

また、純資産は、前連結会計年度末に比べ930百万円増加し34,947百万円となりましたが、これは配当金の支払いがあったものの、親会社株主に帰属する当期純利益が発生したことによります。

また、当連結会計年度の売上高は48,154百万円(前連結会計年度45,381百万円比106.1%)を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては48,942百万円(前連結会計年度45,328百万円比108.0%)を来期以降に繰り越すことになりました。売上高については、国内官公需は前年同期並みであったものの、外需が比較的好調であったため、3カ年中期経営計画を達成することとなりました。

また、当連結会計年度の営業利益は、外需売上高が増加したことに伴い売上総利益は増加したものの、海外子会社の増加や、従業員の増加による労務費の増加等により、販売費及び一般管理費が当初想定から増加したこともあり、前年同期よりも474百万円増加の1,731百万円(前連結会計年度1,257百万円)に留まり、3カ年中期経営計画を達成することは出来ませんでした。

また、経常利益は、営業外収益として持分法による投資利益99百万円が発生したこと、営業外費用として借入金借り換えに伴うシンジケートローン手数料や、為替差損が前年同期と比べ減少したことなどにより2,275百万円(前連結会計年度は経常利益1,549百万円)となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として、政策保有株式の売却を進めたことによる投資有価証券株式売却益が97百万円が発生したこと、特別損失として政策保有株式の売却を進めたことによる投資有価証券株式売却損が83百万円が発生したことなどにより2,183百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益854百万円)となりました。

当社グループに重要な影響を与える要因としましては、外的要因である需要先の動向と収益環境の変化、グローバル化に伴う為替動向、世界動向などに加え、内的要因である保有有価証券の株価動向、事故及び災害、製品に対する重要な不具合、法的規制、訴訟等が考えられます。

需要先の動向と収益環境の変化に対応するために、研究・開発に注力し、水・新エネルギーなどの資源や環境問題など時代が求める新たなニーズに適切に応える分野を強化するとともに、採算面の改善を図っております。

グローバル化に伴う為替・世界動向に対応するために、為替予約、外貨建ての資材調達の見直しや現地での資材調達を行っております。

保有有価証券に対する株価動向に対応するために、資産圧縮方針のもと保有有価証券の見直し、売却を行っております。

事故及び災害に対応するために、グループ全体に安全のための行動と対策を周知徹底しております。

製品に対する重大な不具合に対応するために、会計上適切な引当金を計上することに加え、品質マネジメント部門を強化し、品質、機能、安全性、納期等に万全を期しております。

法的規制に対応するために、本社内に法務部門を設置し様々な法的規制の検証を行うとともに、CSR部門において法令遵守の徹底を含めた教育を行っております。

訴訟等に対応するために、契約留意事項の確認や、片務的契約の排除等、契約内容の事前検証を行っております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、当社グループの資金需要は、営業活動につきましては、生産活動に必要な運転資金（材料・外注費及び労務費等）、受注獲得のための販売手数料及び研究開発費が主な内容であります。投資活動につきましては、生産活動のための固定資産の更新及び生産能力・サービス能力アップのための設備投資が主な内容であります。財源としては、自己資本及び銀行からの借入金を主体とした負債となっております。

手元流動性としては、当連結会計年度末は、現金及び預金とし、15,931百万円を確保しており、手元流動性比率としては3.9となっておりますが、当社グループは年度末に売上が集中することが多く、年度末に資金不足とならないようにしております。また、老朽化し耐震性に問題のある本社ビルの建替えを始めとして、設備投資を積極的に進める方針であり、手元流動性に余裕を持たせることとしております。

経営方針・経営戦略・経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、中期経営計画にあるとおり、受注高、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益としております。

なお、中期経営計画の達成状況は以下のとおりです。

また、最終年度である2019年度の計画につきましては、2018年度の受注が予想を上回ったことにより、増加の要因が比較的利率の厳しい外需に関する受注であったことを勘案し、現時点では、数値の修正が必要ないと判断したため、計画を据え置いております。

単位：百万円

区 分	2017年度 (第137期)		2018年度 (第138期)		2019年度 (第139期)
	計画	実績	計画	実績	計画
受 注 高	44,000	42,233	45,000	51,768	46,000
売 上 高	44,500	45,381	46,000	48,154	46,000
営 業 利 益	2,000	1,257	2,000	1,731	2,500
経 常 利 益	2,500	1,549	2,000	2,275	2,500
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,800	854	1,400	2,183	1,800

(注) 国際会計基準 ( I F R S ) は考慮しておりません。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

#### 4【経営上の重要な契約等】

(技術供与)

契約会社名	契約先		契約の内容	対価の受取	契約期間
	国名	名称			
(株)西島製作所	インドネシア	PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	1 ポンプのライセンス生産並びに生産ノウハウの供与 2 部品の製造及び製品の組立に関する技術的援助	一定率のロイヤリティ	1998年1月から2020年1月まで (契約期限到来後は1年ごとに自動更新)
(株)西島製作所	中国	西島ポンプ(天津)有限公司	1 ポンプのライセンス生産並びに生産ノウハウの供与 2 部品の製造及び製品の組立に関する技術的援助	一定率のロイヤリティ	2010年12月から2022年12月まで (契約期限到来後は1年ごとに自動更新)

#### 5【研究開発活動】

当社グループ(当社及び連結子会社)の研究開発活動は、研究開発部及びプラントエンジニアリング部が中心となり、ポンプ事業、新エネルギー・環境事業に係る市場ニーズに応えるため、中長期製品計画等に基づく重点テーマを設定して推進しており、当連結会計年度の研究開発関連費用としては総額482百万円を投入しております。

海水淡水化分野では、2017年に市場投入した高効率型のRO法海水淡水化プラント向け高圧ポンプが好調に受注を伸ばしております。同市場でのさらなる受注拡大に向け、大容量化するポンプニーズに対応すべく、これまでに培ってきた流体および構造解析技術を駆使し、新たなポンプ開発に取り組んでおります。

送水分野においては、中東など長距離かつ高低差のある地形で高圧送水が可能な大型送水用ポンプの開発設計を行いました。過去の同用途のポンプと比較しても世界トップクラスの高揚程、高出力、高効率のポンプとなりました。引き続き、中東地域を中心として送水ポンプ需要が見込まれることから、今回開発設計した製品が新規受注に貢献することが期待されます。

エネルギー分野では、一般的に火力発電所への投資は減少しているものの、アメリカを中心としてコンバインドサイクル用高負荷変動対応型ボイラ給水ポンプを複数台受注しており、引き続きお客様から評価をいただいております。

ポンプの高性能・高速化への対応かつ、お客様のニーズにあった製品をどこよりも速く開発するために、大規模クラスタシステムを2018年に更新しました。さらに、大学と共同で開発を行った多目的最適化システムをクラスタシステムと組合せ、性能と開発スピード両方を同時に向上させることに成功しました。

ポンプの高速化時に課題となるキャピテーションエロージョンについては、検証用試験ループを活用して物理データを収集し、壊食速度予測の高精度化を図ることで新製品の品質向上に努めております。

また、ロータダイナミクス、構造及び材料関連の要素技術については、大学やコンサルタント等の外部機関を積極的に活用することで、基礎的研究を共同で実施中であり、さらに、開発効率向上を目的として、新たな水力要素開発システムの構築を進めております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当連結会計年度において主力事業であるポンプ事業を中心に総額1,627百万円の設備投資を実施しております。

主な設備投資としては、本社ビル建替に伴う型倉庫の新設、ポンプ事業における既存設備の更新・付帯設備及び機械の増強等に総額1,627百万円を実施し、その所要資金は自己資金及び借入金で賄っております。

#### 2【主要な設備の状況】

上記ポンプ関連事業を主事業とする当社グループ（当社及び連結子会社）における主たる設備の状況は次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社及び工場 (大阪府高槻市)	ポンプ事業 環境事業 新エネルギー事業	本社機能 生産設備	3,102	1,314	1,437 (93,669)	464	576	6,895	664 〔62〕
九州工場 (佐賀県武雄市)	ポンプ事業	生産設備	114	-	629 (57,495)	-	0	743	- 〔-〕
東京支社 (東京都品川区) 他計13支社・支 店、6営業所、3 海外事務所、1 サービス工場	ポンプ事業	事務所設 備	5	5	23 (96)	2	6	44	214 〔2〕
その他	新エネルギー 事業ほか	風力発電 設備ほか	2	316	81 (14,082)	-	-	400	- 〔-〕
合計	-	-	3,224	1,636	2,172 (165,343)	466	583	8,084	878 〔64〕

##### (2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)九州トリシマ (佐賀県武雄市)	ポンプ事業	生産設備	37	137	- (-)	-	6	181	66 〔5〕

(3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. (アラブ首長国連 邦)	ポンプ事業	生産設備	307	238	- (-)	-	44	590	139 [-]
西島ポンプ(天 津)有限公司 (中国)	ポンプ事業	生産設備	222	135	- (-)	-	34	393	69 [-]
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING (インドネシア)	ポンプ事業	生産設備	152	6	92 (15,000)	5	5	261	78 [-]
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. (インド)	ポンプ事業	生産設備	131	25	91 (8,123)	-	5	253	40 [-]

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の支社、支店等の建物は賃借しております。(年間賃借料178百万円)

3 従業員数の[-]は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の内容	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本社工場	大阪府 高槻市	共通	本社 工場・ビル	5,490	114	自己資本 銀行借入	2018年 4月	2021年 2月
本社工場	大阪府 高槻市	ポンプ事業	ポンプ生産設備	288	-	自己資本 銀行借入	2019年 9月	2021年 2月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

なお、現在の本社ビルについては、耐用年数を移転予定年月まで繰り上げを行ったため、除却損は発生しません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2019年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,889,079	29,889,079	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	29,889,079	29,889,079	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
1998年4月1日～ 1999年3月31日	5,535	29,889,079	3	1,592	4	4,610

(注) 新株引受権の権利行使による増加

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	27	70	75	1	5,193	5,394	-
所有株式数(単元)	-	97,062	1,913	71,118	48,011	1	80,523	298,628	26,279
所有株式数の割合(%)	-	32.5	0.6	23.8	16.1	0.0	27.0	100.0	-

- (注) 1. 自己株式2,528,069株は、「個人その他」に25,280単元、「単元未満株式の状況」に69株含まれております。  
2. 上記「金融機関」には、株式給付信託(ESOP)が保有する当社株式854単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人原田記念財団	佐賀県武雄市若木町川古字道免木9857番地13	2,810	10.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,986	7.2
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA	1,964	7.1
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,286	4.7
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	1,266	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	787	2.8
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	666	2.4
株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12番19号	652	2.3
株式会社日阪製作所	大阪市北区曾根崎二丁目12番7号	619	2.2
THE BANK OF NEW YORK-JASDECT REATY ACCOUNT	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM	572	2.0
計	-	12,612	46.0

- (注) 1. 公益財団法人原田記念財団は、水力学、流体力学、流体機械等自然科学の分野で、学術研究、応用に従事している個人または団体に対する助成援助を行う等、わが国の科学技術、学術文化及び教育の向上、地域社会の発展に寄与することを目的とする公益法人であります。  
2. 上記には「株式給付信託(ESOP)が保有する当社株式85,400株が含まれております。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,528,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,334,800	273,348	-
単元未満株式	普通株式 26,279	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,889,079	-	-
総株主の議決権	-	273,348	-

- (注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれております。  
2. 「完全議決権株式(その他)」には「株式給付信託(ESOP)」が保有する当社株式85,400株(議決権854個)が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西島製作所	大阪府高槻市 宮田町一丁目1番8号	2,528,000	-	2,528,000	8.5
計	-	2,528,000	-	2,528,000	8.5

(注) 株式給付信託(ESOP)が保有する当社株式85,400株は、上記自己株式等に含まれておりません。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2016年11月10日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を導入しております。

「役員・従業員株式所有制度」の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

従業員等に取得させる予定の株式の総数又は総額  
85,400株

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

株式給付信託(ESOP)制度は、株式交付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した当社グループの社員を対象としております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	142	140,989
当期間における取得自己株式	38,800	38,330,400

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

また、株式給付信託(ESOP)制度の導入に伴い信託財産として取得した自己株式は含んでおりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注) 1	51,779	33,537,258	-	-
保有自己株式数	2,528,069	-	2,566,869	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数27,900株、処分価額の総額18,070,830円)及び譲渡制限付株式の処分(株式数23,879株、処分価額の総額15,466,428円)であります。

2 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り又は売渡しによる株式数は含まれておりません。

3 保有自己株式には、株式給付信託(ESOP)が保有する株式は含んでおりません。

4 2019年5月14日開催の当社取締役会において、自己株式取得及びその自己株式消却(取得株式総数上限:600千株、取得価額総額上限:600,000千円、取得期間:2019年5月15日~2019年9月30日)について決議いたしております。

### 3【配当政策】

当社グループの配当方針は株主各位への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益配分を配分することを考慮して、配当性向は30%を目安としております。

なお、当社は機動的な資本政策が行えるように、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に定める中間配当についても、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度は、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり普通配当9円及び2019年8月に創業100周年を迎えるにあたり、株主様のご支援に感謝の意を表すために実施する記念配当7円を加え、既に実施済みの中間配当金9円を合わせ年間1株当たり25円とさせていただきました。

また、内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、今後の高度化するポンプ及び関連機器、関連ソフトウェアに対処するための技術開発や新製品開発及び既設ポンプ機場・プラントのメンテナンス活動並びに生産の合理化のための生産設備、地球環境保全のための環境事業展開等の業容の拡大に有効に投資していく予定であります。

なお、当社は連結配当規制適用会社であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2018年11月8日 取締役会決議	246	9
2019年5月14日 取締役会決議	437	16

100周年記念配当7円を含みます。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

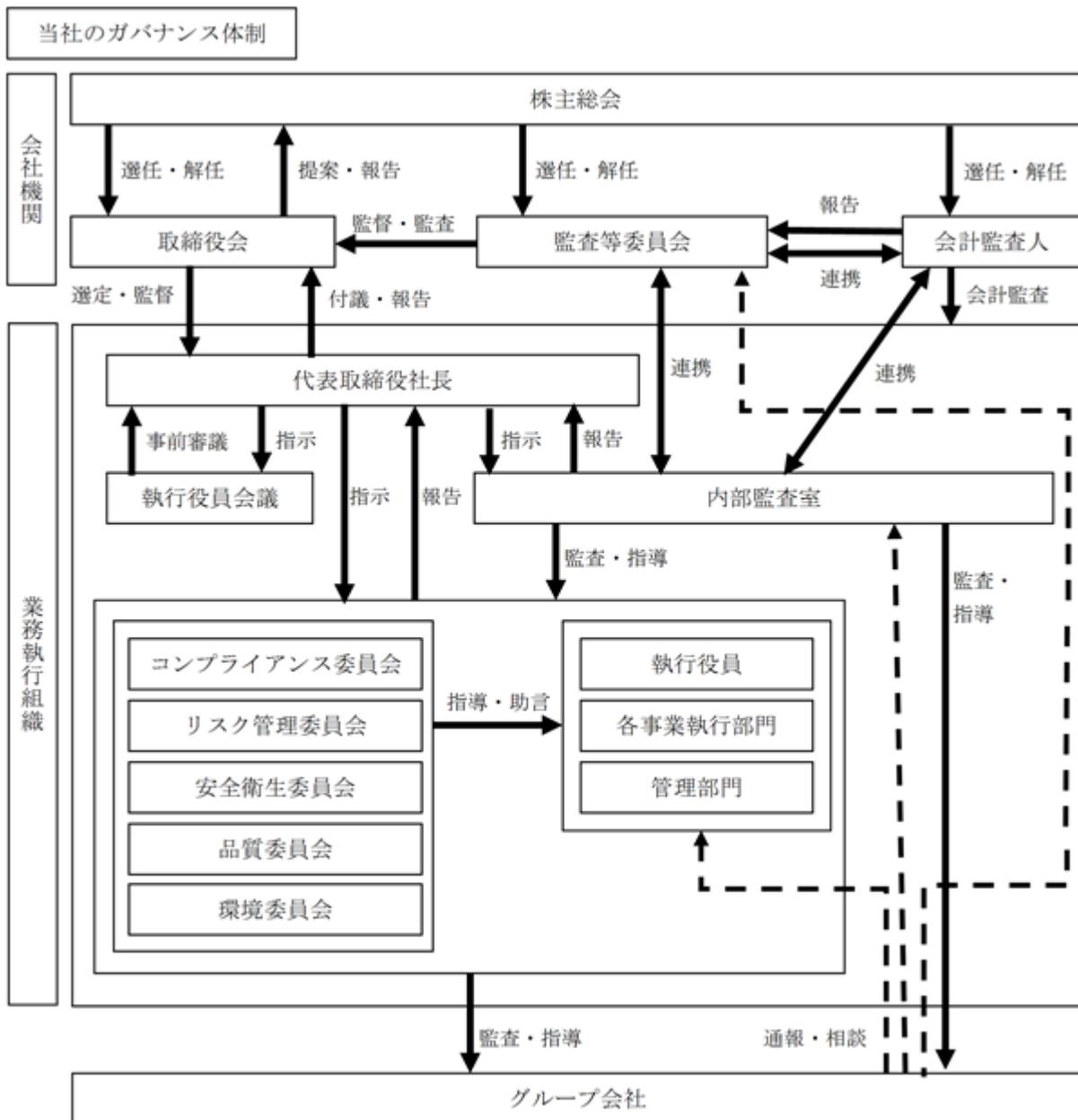
##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」を社是として、人と自然の関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献するという企業理念の下、全てのステークホルダーに配慮した経営を行っています。当社の全ての役員・従業員は、個々のコンプライアンスの実践が企業倫理を形成していくとの強い決意をもって、組織及び個人が一体となってコンプライアンスに取り組み、内部統制システムの充実とコーポレート・ガバナンス体制の強化を推進しています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を利用する理由

当社の企業統治の体制の模式図は、以下のとおりであります。



## イ 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人のほか、執行役員会議やコンプライアンス委員会などを設置しております。

### (a) 取締役会

取締役会は9名の取締役（うち4名は監査等委員である取締役）で構成され、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会は月次の営業報告に加え、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項について審議を行い、取締役相互に質疑、提案並びに意見を交換することにより、取締役の業務執行状況を監視し、監督しております。

### (b) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤取締役1名と社外取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会による監査や必要に応じて他の取締役及び使用人から報告・説明を受けております。また常勤取締役がその他の社内の重要会議への出席や重要な決裁書類の閲覧などを実施することにより、取締役等の業務執行状況を十分に把握できる体制をとっております。

また、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換や意見交換を行い、相互連携を図っております。

### (c) 会計監査人

当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、会計監査を委託しております。会計監査人は、監査項目、監査体制、監査スケジュール等を内容とするリスクアプローチに基づく監査計画を立案し、第1四半期から第3四半期まで四半期毎にレビュー報告会を、また期末には期末決算に関する会計監査報告会を開催し、監査等委員会に対して報告しています。なお、以上の報告会には、経理を主管する管理本部長、経理部長及び内部監査室長も参加しています。

### (d) 執行役員会議

当社は、執行役員制度を導入しており、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にしております。

執行役員会議は執行役員等により構成され、経営の執行に係る社長の最高協議機関として、業務執行における重要課題の事前審議、経過及び結果報告等の場として設置しております。同会議は、迅速かつ適切な経営判断を行うため、原則として毎週1回開催しております。

### (e) コンプライアンス委員会

当社は、当社におけるコンプライアンス推進の方針及びコンプライアンスに関する各種問題の審議、再発防止策の策定、各種提言を行う組織として、代表取締役社長原田耕太郎を委員長とし、各本部長等を委員とするコンプライアンス委員会を設置しております。

### (f) リスク管理委員会

当社は、平常時における全社的なリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を協議・承認し、再発防止策の策定、各種提言を行う組織として、代表取締役社長原田耕太郎を委員長とし、執行役員を委員とするリスク管理委員会を設置しております。

### (g) 安全衛生委員会

当社は、当社の安全衛生マネジメントシステムがISO-45001規格に適合し、当社の安全衛生方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について審議を行い、その結果を社長に報告する組織として、社長が指名する委員長および2名の副委員長と安全管理者、衛生管理者、産業医のうちから社長が指名したものと及び労働組合が推薦したものを委員とする安全衛生委員会を設置しております。

### (h) 品質委員会

当社は、当社の品質マネジメントシステムがISO-9001規格に適合し、当社の品質方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、品質管理に係る各種の事項について審議を行い、その結果を社長に報告する組織として、品質マネジメント部長を委員長とし、各本部長・関連各部長等を委員とする品質委員会を設置しております。

### (i) 環境委員会

当社は、当社の環境マネジメントシステムがISO-14001規格に適合し、当社の環境方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、環境マネジメントシステムの妥当性・適合性及び有効性の審議を行い、その結果を社長に報告する組織として、管理本部長を委員長とし、各本部長・関連各部長等を委員とする環境委員会を設置しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。( は議長・委員長、 はメンバー・委員を表す)

役 職 名	氏 名	取締役会	監査等 委員会	執 行 役員会議	委 員 会				
					コ ン プ ラ イ ア ン ス	リ ス ク 管 理	安 全 衛 生	品 質	管 理
代表取締役社長 最高執行役員社長	原田 耕太郎								
代表取締役 専務執行役員 生産本部長兼調達本部長	久島 哲也								
代表取締役 常務執行役員 経営企画室長兼技術本部長 兼研究開発部長	羽牟 幸一郎								
取締役 常務執行役員 管理本部長	吉川 宣行								
取締役 執行役員 人事部長兼総務部長	高橋 広人								
取締役(常勤監査等委員)	福田 豊								
社外取締役(監査等委員)	津田 晃								
社外取締役(監査等委員)	伯川 志郎								
社外取締役(監査等委員)	秋山 洋								
専務執行役員 経営企画室長兼海外本部長 兼TGT営業部長	Alister Flett								
常務執行役員 社会システム本部長	犬山 快彰								
常務執行役員 産業本部長	昼沢 義則								
執行役員 調達本部長兼調達部長	和田 章弘								
品質マネジメント部長	牛田 仁志								
その他部課長等				2	2	-	20	14	8

□ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、また、豊富な経験や見識及び専門的知見を備えた3名の社外取締役(監査等委員)を配置することにより、監査等委員会の独立性を担保し、取締役会及び執行役員会の迅速な意思決定とともに、透明性の高い効率的な経営のための企業統治の体制が機能しているものと判断しております。

## 企業統治に関するその他の事項

### イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムを確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図っております。

### ロ コンプライアンス体制

(a) 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。

(b) 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、(ア)当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握、(イ)企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門へ指導・助言、(ウ)企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言、(エ)社内通報に関する対応について相談窓口へ指導・助言を任務とします。

(c) 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。

### ハ リスク管理体制

当社は、法務・財務・労務リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定めるなどリスク管理体制の整備を行っております。

### ニ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。

(b) 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認しております。

### ホ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。

(b) 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築しております。

### ヘ 責任限定契約

当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### ト 取締役の定数、選任決議

取締役の定数は、取締役（監査等委員であるものを除く）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内となっております。

また、取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別した上で、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任は累積投票によっておりません。

### チ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

リ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ヌ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ル 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ 取締役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長 最高執行役員 社長	原 田 耕太郎	1961年10月2日生	1984年4月 ㈱大和銀行入行 1997年5月 ㈱大和銀行信託財産部部長代理 1997年7月 当社入社 1998年8月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2000年8月 当社社長室長兼営業本部副本部長 2001年6月 当社常務取締役 当社営業本部長 2004年6月 当社代表取締役専務 2006年6月 当社代表取締役社長(現在) 当社最高執行役員社長(現在)	(注)3	320
代表取締役 専務執行役員 生産本部長兼 調達本部長	久 島 哲 也	1961年1月25日生	1985年4月 当社入社 2001年6月 当社風力発電営業部長 2004年7月 当社調達部長 2005年7月 当社調達本部長 2006年6月 当社執行役員調達本部長 2008年5月 当社常務執行役員調達本部長 2010年6月 当社取締役 当社上席常務執行役員調達本部長 2014年4月 当社専務執行役員調達本部長 2015年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼調 達本部長及び管理本部管掌 2017年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼生 産本部長 2018年6月 当社代表取締役(現在) 2019年4月 当社専務執行役員生産本部長兼調達 本部長(現在)	(注)3	156
代表取締役 専務執行役員 経営企画室長兼 技術本部長兼 研究開発部長	羽 牟 幸一郎	1967年12月7日生	1991年4月 当社入社 2009年4月 当社TGT技術部長 2011年3月 当社アプリケーション・エンジニア リング部長兼TGT営業部長 2012年4月 当社執行役員アプリケーション・エ ンジニアリング部長兼TGT営業部長 2013年4月 当社執行役員技術本部長 2015年4月 当社常務執行役員技術本部長 2016年4月 当社常務執行役員技術本部長兼研究 開発部長 2017年6月 当社取締役(現在) 2019年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼技 術本部長兼研究開発部長(現在)	(注)3	50
取締役 常務執行役員 管理本部長	吉 川 宣 行	1949年2月4日生	1971年4月 当社入社 1997年7月 当社品質保証部長 2007年6月 当社CSR推進室長 2010年4月 当社執行役員CSR本部長 2013年4月 当社執行役員生産本部副本部長 2014年4月 当社常務執行役員生産本部長 2015年6月 当社取締役(現在) 2017年4月 当社常務執行役員調達本部長 2019年4月 当社常務執行役員管理本部長(現 在)	(注)3	87
取締役 執行役員 人事部長兼総務部長	高 橋 広 人	1958年12月10日生	2003年1月 当社入社 2014年4月 当社総務部長 2016年4月 当社人事部長兼総務部長 2017年4月 当社執行役員人事部長兼総務部長 (現在) 2019年6月 当社取締役(現在)	(注)3	39

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (常勤監査等委員)	福田 豊	1951年12月29日生	1979年10月 当社入社 1997年7月 当社総務部長 2010年4月 当社内部監査室長 2011年11月 西島ポンプ(天津)有限公司管理本部長 2013年4月 当社C S R推進室長兼内部監査室長 2014年4月 当社内部監査室長 2014年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現在)	(注)4	121
取締役 (監査等委員)	津田 晃	1944年6月15日生	1968年4月 野村證券㈱入社 1987年12月 同社 取締役 1989年6月 同社 常務取締役 1996年6月 同社 代表取締役専務取締役 1997年6月 日本合同ファイナンス㈱ 〔現 ㈱ジャフコ〕 代表取締役専務取締役 1999年4月 同社 代表取締役副社長 2002年5月 野村インベスター・リレーションズ ㈱取締役会長 2003年6月 同社 執行役会長 2005年6月 日本ベンチャーキャピタル㈱代表取 締役社長 日立キャピタル㈱社外取締役 2009年6月 当社社外監査役 2009年8月 宝印刷㈱取締役(現在) 2015年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現 在)	(注)4	125
取締役 (監査等委員)	伯川 志郎	1948年11月13日生	1975年11月 等松青木監査法人(現 有限責任監 査法人トーマツ)福岡事務所入所 1982年9月 公認会計士登録(現在) 1988年5月 有限責任監査法人トーマツ社員 1995年5月 同法人 代表社員 2007年6月 日本公認会計士協会北部九州会会長 2007年7月 日本公認会計士協会常務理事 2012年6月 当社社外監査役 2012年12月 福岡市監査委員 2015年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現 在)	(注)4	67
取締役 (監査等委員)	秋山 洋	1969年8月6日生	1994年4月 御堂筋法律事務所(現 弁護士法人 御堂筋法律事務所)入所 1994年4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 (現在) 2003年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員 (現在) 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現 在)	(注)5	18
計					985

- (注) 1 取締役 津田 晃氏、伯川 志郎氏及び秋山 洋氏は、社外取締役であります。
- 2 当社の監査等委員会については次のとおりであります。  
議長 福田 豊氏、委員 津田 晃氏、委員 伯川 志郎氏、委員 秋山 洋氏
- 3 取締役（監査等委員を除く）の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役（監査等委員）福田 豊氏、津田 晃氏、伯川 志郎氏の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 取締役（監査等委員）秋山 洋氏の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社では取締役会の一層の活性化と、経営における監督機能と執行機能を明確に分離しコーポレートガバナンスの強化を図るため執行役員制度を導入しており、執行役員は17名で構成されております。
- 7 当社は、法令に定める取締役（監査等委員）の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役（監査等委員）1名を選任しております。

補欠取締役（監査等委員）の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
中川 美佐	1972年10月21日生	2000年4月	弁護士登録 名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）所属	(注)	-
		2005年2月	弁護士会登録変更 大阪弁護士会所属 関西中央法律事務所入所（現在）		
		2017年10月	大阪弁護士会綱紀委員（現在）		
		2018年6月	㈱サイネックス 社外取締役(監査等委員)（現在）		
		2019年6月	当社補欠取締役（監査等委員）（現在）		

(注) 補欠取締役（監査等委員）の任期は、就任した時から退任した取締役（監査等委員）の任期満了の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役の状況は次のとおりです。

当社の社外取締役は3名であります。社外取締役である津田 晃氏、伯川 志郎氏及び秋山 洋氏の兼職状況については、「役員一覧」に記載のとおりであります。

なお、津田 晃氏の兼職先であります宝印刷株式会社は当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所と当社とは特別な関係はありません。

当社は、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に基づき、経歴や当社との関係を踏まえた上で、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断し、その独立性を担保しております。なお、当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役である伯川 志郎氏は、2009年3月期まで、有限責任監査法人トーマツにおいて業務執行社員として、当社グループの監査を実施していましたが、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

また、3氏と当社との間には、人的、資本的、取引、その他の利害関係において特筆すべき事項はなく、社外取締役である津田 晃氏、伯川 志郎氏及び秋山 洋氏の当社株式の保有状況は「役員一覧」に記載のとおりであります。

なお、当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

当社は、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行える社外取締役を選任し、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。その上で監査等委員会の機能を有効に活用しながら、株主からの負託を受けた実効性のある経営監視によるガバナンス体制を維持しております。

社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は監査等委員である取締役であり、社外取締役は監査等委員会における監督又は監査業務を行うにあたり、内部監査を担当する内部監査室とその監査計画立案時や監査結果について定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人とも定期的に意見交換を行い、相互連携をとっております。また内部統制部門に対する業務監査等により、適宜監督及び監査に必要な情報を入手しております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会監査の状況は次のとおりです。

監査等委員会は4名で構成され、このうち3名が社外取締役（監査等委員）であります。監査等委員は、監査等委員会で定められた監査方針、監査計画等に従い、取締役会のほか執行役員で構成される執行役員会に出席し、経営執行状況の把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款等に適合し会社業務が適正に遂行されていることを監査し、必要に応じて意見を述べているほか、社内各部署及び重要な子会社から業務執行状況の直接聴取を行っております。

また、内部監査室及び会計監査人と連携を図り、監査結果の報告を受け、情報・意見の交換を行うことにより監査機能の強化に努めております。

なお、取締役（監査等委員）福田 豊氏は、長年にわたり当社グループ経理部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

また、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

なお、当事業年度における主な活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は10回中10回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は10回中10回、取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、10回中10回出席しております。

各氏は、取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたって発言を行っております。

当事業年度開催の監査等委員会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は12回中12回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は12回中12回、取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、12回中12回出席しております。

各氏は、監査等委員会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

#### 内部監査の状況

当社は、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを内部監査により確認しております。内部監査部門として、企業グループ全体を監査対象とする内部監査室を設置し、専任スタッフ（2名）及び必要に応じて各部署より選抜された兼務者（16名）を置いて年間計画に基づき、重要な子会社を含む社内各部署の業務活動における法令、会社方針、計画等の遵守状況及び業務活動の適正性・効率性について内部監査を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言・勧告を行うとともに、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備・運用状況の有効性評価を定期的実施しております。

#### 会計監査の状況

- イ 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名  
業務執行社員： 増村正之、荒牧秀樹（有限責任監査法人トーマツ）
- ロ 監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士5名、公認会計士試験合格者3名、その他8名

#### 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会において、会計監査人の評価及び選定に関する基準を設定しております。

選定基準においては、会社法上の欠格事由に該当しないこと、品質管理体制・独立性・監査チームの編成・監査計画のリスク勘案等に問題がないことをその選定方針としております。

また監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めており、同委員会は会社法第340条第5項に基づき、会計監査人が同法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、協議のうえ監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。また同委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

監査等委員会としては、現在の会計監査人はこれらの基準及び方針に照らし問題が無いと判断しております。

#### 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は会計監査人の評価基準を設定しており、この基準に基づき会計監査人の評価を実施しております。評価基準としては、品質管理体制・独立性・監査チームの職業的専門性・監査計画のリスク勘案・監査等委員会や経営者等とのコミュニケーション・不正リスク対応等に問題が無いかを設定しており、これらの各項目ごとに細分化したチェック項目を設け評価を実施しております。この結果、監査等委員会として現在の会計監査人はこれらの評価基準に照らし問題が無いと判断しております。

#### 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成31年1月31日内閣府令第3号)による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

#### イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	-	40	-
連結子会社	-	-	-	-
計	40	-	40	-

#### ロ その他重要な報酬の内容

イに記載するもののほか、前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社及び当社の子会社の監査報酬等の内容として重要なものはありません。

#### ハ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

#### ニ 監査報酬の決定方針

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありませんが、監査日数、特性、同水準の企業の状況等を勘案したうえで決定しております。

#### ホ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

株主総会（2015年6月26日開催第134回定時株主総会）において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等については、報酬限度額年額180百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬等については報酬限度額年額60百万円を決議しております。

また役員退職慰労金に代わるものとして、透明性の確保並びに取締役（監査等委員であるものを除く）及び取締役（監査等委員）と株主との利益共通化を図るため、株価と連動する株式報酬型ストックオプションにつき株主総会（2015年6月28日開催第134回定時株主総会）において、上記報酬とは別枠で、ストックオプション報酬限度額につき取締役（監査等委員であるものを除く）は年額30百万円、取締役（監査等委員）は年額6百万円を決議しております。

このストックオプション報酬にかわるものとして、取締役（監査等委員であるものを除く）に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、また取締役（監査等委員）については、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、株主総会（2018年6月26日開催第137回定時株主総会）において、譲渡制限付株式報酬を別枠で支給し、譲渡制限付株式報酬限度額を取締役（監査等委員であるものを除く）は年額30百万円、取締役（監査等委員）は年額6百万円とする決議をしております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等は、報酬限度額年額180百万円及び譲渡制限付株式報酬限度額年額30百万円の範囲内で、前年度の営業利益、経常利益等の業績に基づき、他社の役員報酬等の統計情報を考慮し、取締役会において審議し決議しております。

取締役（監査等委員）の報酬等は、報酬限度額年額60百万円及び譲渡制限付株式報酬限度額年額6百万円の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	譲渡制限付株式 報酬	
取締役（監査等委員及び社 外取締役を除く）	82	63	4	14	5
監査等委員 （社外取締役を除く）	17	15	0	1	1
社外役員	30	27	0	2	3

(注) 1. 上記には、2018年6月28日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与57百万円は含まれておりません。

3. 株主総会（2015年6月26日開催第134回定時株主総会）決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、取締役（監査等委員を除く）年額180百万円、取締役（監査等委員）年額60百万円であります。但し、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額は含まれておりません。

また、同株主総会（2015年6月26日開催第134回定時株主総会）において、別枠で株式報酬型ストックオプションを支給することとし、ストックオプション報酬限度額（年額）として、取締役（監査等委員を除く）年額30百万円、取締役（監査等委員）年額6百万円も決議しております。

なお、2018年6月28日開催の定時株主総会において、取締役に対して、上記ストックオプション報酬に代え、譲渡制限付株式の付与による報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く）年額30百万円、取締役（監査等委員）年額6百万円であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、資産運用として保有する株式は純投資目的である投資株式とし、取引関係の維持や強化等を図ることを目的として保有する株式は純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、継続的な成長を続けるため、当社の財務活動を円滑にすると判断できる場合、当社の事業上又は取引上の関係の維持・強化が必要と判断できる場合、その他、株主をはじめとしたステークホルダーに対する社会的責任に照らして合理的な目的と判断される場合に純投資目的以外の目的である投資株式を保有することとしております。現在保有している純投資目的以外の目的である投資株式については、取締役会において、個別銘柄について、保有目的や配当金額などを総合的に勘案して、その保有の合理性を検証し判断を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	18	4,903

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	3	-

(注) 株式数の減少は、純投資目的への目的変更と株式併合によるものです。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三精テクノロジーズ (株)	801,500	801,500	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金26百万円	有
	1,230	965		
フジテック(株)	550,000	550,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 昇降機等の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金22百万円	有
	673	770		
(株)タクマ	341,000	341,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金6百万円	有
	450	396		
(株)三菱UFJフィナ ンシャルグループ	763,700	1,548,100	主要取引金融機関である発行会社傘下の (株)三菱UFJ銀行からの資金調達等の円 滑化のため。当期配当金16百万円	有
	420	1,079		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)日阪製作所	452,000	452,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金9百万円	有
	414	467		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	106,720	106,720	主要取引金融機関である発行会社傘下の (株)三井住友銀行からの資金調達等の円滑 化のため。当期配当金18百万円	有
	413	475		
(株)りそなホールディ ングス	768,300	768,300	主要取引金融機関である発行会社傘下の (株)りそな銀行からの資金調達等の円滑化 のため。当期配当金15百万円	有
	368	431		
(株)ミロク	115,400	577,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金5百万円	有
	216	265		
タカラスタダード (株)	105,000	105,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金3百万円	有
	177	187		
京阪神ビルディング (株)	125,000	125,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等 の取引関係の維持、強化のため。当期配 当金2百万円	有
	135	111		
(株)ダイヘン	40,000	200,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金3百万円	有
	113	163		
(株)栗本鐵工所	74,900	74,900	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金4百万円	有
	109	151		
(株)佐賀銀行	42,273	42,273	主要取引金融機関である発行会社からの 資金調達等の円滑化のため。当期配当金 2百万円	有
	80	98		
三京化成(株)	11,500	11,500	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金0百万円	有
	32	30		
ケイヒン(株)	20,000	20,000	発行会社の子会社であるケイヒン港運(株) との輸出入業務等の取引関係の維持、強 化のため。当期配当金1百万円	有
	27	33		
(株)名村造船所	48,640	48,640	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等 の取引関係の維持、強化のため。当期配 当金0百万円	有
	17	29		
(株)池田泉州ホール ディングス	56,724	56,724	主要取引金融機関である発行会社傘下の (株)池田泉州銀行からの資金調達等の円滑 化のため。当期配当金0百万円	有
	16	22		
(株)千葉銀行	11,000	11,000	主要取引金融機関である発行会社からの 資金調達等の円滑化のため。当期配当金 0百万円	有
	6	9		

(注) 1. みなし保有株式は該当ありません。

2. 定量的な保有効果については記載が困難なため、その保有の合理性について保有目的、配当金額などを総合的に勘案して検証し判断をいたしております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	29	1,202	29	1,257
非上場株式以外の株式	18	1,980	19	2,153

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	7	9	(注)
非上場株式以外の株式	73	3	295

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

当該事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	784,400	431

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適切な開示資料を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、早期の情報収集と検討を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	11,474	15,931
受取手形及び売掛金	6 26,784	6 25,778
商品及び製品	4 228	4 217
仕掛品	4 7,639	4 6,462
原材料及び貯蔵品	1,663	1,647
前渡金	661	624
その他	946	1,301
貸倒引当金	841	966
流動資産合計	48,556	50,998
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	10,084	10,658
減価償却累計額	6,215	6,541
建物及び構築物（純額）	1 3,869	1 4,117
機械装置及び運搬具	10,772	11,186
減価償却累計額	8,387	8,807
機械装置及び運搬具（純額）	1, 2 2,384	2 2,378
工具、器具及び備品	2,718	3,082
減価償却累計額	2,371	2,609
工具、器具及び備品（純額）	346	473
土地	1 2,490	1 2,484
リース資産	715	815
減価償却累計額	277	338
リース資産（純額）	437	477
建設仮勘定	102	225
有形固定資産合計	9,631	10,156
<b>無形固定資産</b>	2 1,416	2 909
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3 10,497	3 9,542
長期貸付金	349	333
退職給付に係る資産	597	455
繰延税金資産	86	105
その他	561	664
貸倒引当金	523	491
投資その他の資産合計	11,567	10,609
固定資産合計	22,615	21,675
資産合計	71,171	72,674

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,998	11,145
短期借入金	1,544,196	1,524,443
未払法人税等	379	140
前受金	3,091	2,292
賞与引当金	856	872
製品保証引当金	722	797
工事損失引当金	1,635	584
その他	2,250	2,237
流動負債合計	24,130	20,513
固定負債		
長期借入金	1,511,095	515,470
繰延税金負債	928	659
役員退職慰労引当金	19	1
退職給付に係る負債	300	301
その他	679	779
固定負債合計	13,023	17,212
負債合計	37,154	37,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金	7,604	7,621
利益剰余金	23,138	24,793
自己株式	1,841	1,736
株主資本合計	30,494	32,271
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,039	1,638
繰延ヘッジ損益	72	59
為替換算調整勘定	621	420
退職給付に係る調整累計額	461	381
その他の包括利益累計額合計	3,196	2,380
新株予約権	142	121
非支配株主持分	184	174
純資産合計	34,017	34,947
負債純資産合計	71,171	72,674

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	45,381	48,154
売上原価	1, 2 34,426	1, 2 36,391
売上総利益	10,954	11,763
販売費及び一般管理費	2, 3 9,697	2, 3 10,032
営業利益	1,257	1,731
営業外収益		
受取利息	25	71
受取配当金	242	220
持分法による投資利益	96	99
受取賃貸料	143	131
その他	169	290
営業外収益合計	676	811
営業外費用		
支払利息	120	128
シンジケートローン手数料	67	32
為替差損	94	75
その他	103	29
営業外費用合計	384	267
経常利益	1,549	2,275
特別利益		
投資有価証券売却益	-	97
関係会社株式売却益	-	9
特別利益合計	-	106
特別損失		
投資有価証券売却損	-	83
投資有価証券評価損	-	14
関係会社株式評価損	104	28
特別損失合計	104	127
税金等調整前当期純利益	1,444	2,254
法人税、住民税及び事業税	385	107
法人税等調整額	183	7
法人税等合計	569	100
当期純利益	875	2,154
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	20	28
親会社株主に帰属する当期純利益	854	2,183

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	875	2,154
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	206	401
繰延ヘッジ損益	65	132
為替換算調整勘定	140	212
退職給付に係る調整額	153	80
持分法適用会社に対する持分相当額	3	1
その他の包括利益合計	1, 2 290	1, 2 828
包括利益	1,165	1,326
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,160	1,367
非支配株主に係る包括利益	5	41

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,592	7,769	22,774	1,904	30,233
当期変動額					
剰余金の配当			491		491
親会社株主に帰属する当期純利益			854		854
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				63	63
連結子会社株式の取得による持分の増減		165			165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	165	363	62	260
当期末残高	1,592	7,604	23,138	1,841	30,494

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,832	6	743	307	2,891	118	470	33,713
当期変動額								
剰余金の配当								491
親会社株主に帰属する当期純利益								854
自己株式の取得								0
自己株式の処分								63
連結子会社株式の取得による持分の増減								165
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	207	65	121	153	305	23	285	43
当期変動額合計	207	65	121	153	305	23	285	303
当期末残高	2,039	72	621	461	3,196	142	184	34,017

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,592	7,604	23,138	1,841	30,494
当期変動額					
剰余金の配当			492		492
親会社株主に帰属する当期純利益			2,183		2,183
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				105	105
連結子会社株式の売却による持分の増減		17	4		12
連結範囲の変動			31		31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	17	1,654	104	1,777
当期末残高	1,592	7,621	24,793	1,736	32,271

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,039	72	621	461	3,196	142	184	34,017
当期変動額								
剰余金の配当								492
親会社株主に帰属する当期純利益								2,183
自己株式の取得								0
自己株式の処分								105
連結子会社株式の売却による持分の増減								12
連結範囲の変動								31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	401	132	201	80	815	21	9	846
当期変動額合計	401	132	201	80	815	21	9	930
当期末残高	1,638	59	420	381	2,380	121	174	34,947

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,444	2,254
減価償却費	1,636	1,825
貸倒引当金の増減額（は減少）	430	96
製品保証引当金の増減額（は減少）	122	74
工事損失引当金の増減額（は減少）	678	1,047
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	26	42
受取利息及び受取配当金	267	291
支払利息	120	128
持分法による投資損益（は益）	96	99
投資有価証券評価損益（は益）	-	14
投資有価証券売却損益（は益）	-	13
関係会社株式評価損益（は益）	104	28
関係会社株式売却損益（は益）	-	9
有形固定資産除売却損益（は益）	7	1
売上債権の増減額（は増加）	3,180	1,065
たな卸資産の増減額（は増加）	569	1,142
前渡金の増減額（は増加）	252	100
仕入債務の増減額（は減少）	1,576	3
前受金の増減額（は減少）	1,282	773
未払金の増減額（は減少）	294	274
その他	224	262
小計	719	4,004
利息及び配当金の受取額	268	291
利息の支払額	119	122
法人税等の支払額	335	404
法人税等の還付額	53	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	587	3,769
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	136	78
定期預金の払戻による収入	97	108
有形固定資産の取得による支出	715	1,558
有形固定資産の売却による収入	63	11
無形固定資産の取得による支出	167	69
投資有価証券の取得による支出	305	0
投資有価証券の売却による収入	29	390
貸付けによる支出	-	46
貸付金の回収による収入	16	20
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	22
その他	13	194
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,105	1,438

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（は減少）	59	49
長期借入れによる収入	8,000	5,307
長期借入金の返済による支出	5,873	2,639
自己株式の売却による収入	62	60
自己株式の取得による支出	0	0
非支配株主からの払込みによる収入	-	38
非支配株主への配当金の支払額	1	-
配当金の支払額	491	490
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	470	-
その他	131	174
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,153</b>	<b>2,150</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>127</b>	<b>3</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	508	4,485
現金及び現金同等物の期首残高	10,871	11,379
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	59
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>11,379</b>	<b>15,924</b>

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 非連結子会社の名称等

ICI CALDAIE LTD.

その他 3社

上記4社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

協和機工株式会社

SMITECH ENGINEERING PTE LTD.

イオスエンジニアリング アンド サービス株式会社

株式会社肥前風力エネルギー開発

(2) 持分法を適用しない非連結子会社数 4社

ICI CALDAIE LTD.

その他 3社

上記4社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社

該当ありません。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
西島ポンプ香港有限公司	12月31日	1
TORISHIMA EUROPE LTD.	12月31日	1
西島ポンプ(天津)有限公司	12月31日	1
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	12月31日	1
PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	12月31日	1
PT.GETEKA FOUNINDO	12月31日	1
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	12月31日	1
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.	12月31日	1
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.	12月31日	1
TORISHIMA (USA) CORPORATION	12月31日	2
TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.	6月30日	2

1 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行なった財務諸表を基礎としております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### デリバティブ

時価法によっております。

###### たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

###### 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

###### 仕掛品

個別法による原価法によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物及び構築物」 10～50年

「機械装置及び運搬具」 4～17年

「工具、器具及び備品」 2～20年

###### 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

###### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

###### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

###### 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

###### 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

###### 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社における役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a（ヘッジ手段） ..... 為替予約

（ヘッジ対象） ..... 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b（ヘッジ手段） ..... 金利スワップ

（ヘッジ対象） ..... 借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、金額の僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」511百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」480百万円と相殺し、31百万円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」86百万円に含めて表示しています。なお、同一の納税主体で「繰延税金資産」と「繰延税金負債」を相殺した影響により、前連結会計年度の総資産が480百万円減少しております。

(追加情報)

(株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

当社は、2016年11月10日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を導入しております。

(1)取引の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に基づき、総額法を適用しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度170百万円、147,200株、当連結会計年度98百万円、85,400株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度171百万円、当連結会計年度108百万円

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 工場財団組成による担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
建物及び構築物	1,517百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	1,181	-
土地	46	-
計	2,745	-

上記の担保資産に係る担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	300百万円	- 百万円
長期借入金	2,100	-

(2) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
建物及び構築物	152百万円	129百万円
土地	100	92
計	253	222

上記の担保資産に係る担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	375百万円	453百万円

2 圧縮記帳

国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行い、連結貸借対照表計上額から控除した額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	863百万円	863百万円
無形固定資産	11	11
計	875	875

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,358百万円	1,421百万円

4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
商品及び製品	0百万円	0百万円
仕掛品	471	425
計	472	425

5 財務制限条項

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社の借入金のうち3,668百万円には、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当社の借入金のうち683百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の借入金のうち2,000百万円には、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当社の借入金のうち483百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

6 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	131百万円	139百万円

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	677百万円	549百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	430百万円	482百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売手数料	240百万円	222百万円
従業員給料手当	3,714	3,847
賞与引当金繰入額	374	373
退職給付費用	229	235
福利・厚生費	566	564
役員退職慰労引当金繰入額	2	1
旅費交通費	468	510
減価償却費	549	644
賃借料	722	811
貸倒引当金繰入額	383	229
のれん償却額	14	15

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	293百万円	483百万円
組替調整額	0	94
計	293	578
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	90	193
組替調整額	4	3
計	94	190
為替換算調整勘定：		
当期発生額	140	212
組替調整額	-	-
計	140	212
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	193	61
組替調整額	18	58
計	212	119
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3	1
組替調整額	-	-
計	3	1
税効果調整前合計	464	1,103
税効果額	174	274
その他の包括利益合計	290	828

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	293百万円	578百万円
税効果額	86	176
税効果調整後	206	401
繰延ヘッジ損益：		
税効果調整前	94	190
税効果額	29	58
税効果調整後	65	132
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	140	212
税効果額	-	-
税効果調整後	140	212
退職給付に係る調整額：		
税効果調整前	212	119
税効果額	58	39
税効果調整後	153	80
持分法適用会社に対する持分相当額：		
税効果調整前	3	1
税効果額	-	-
税効果調整後	3	1
その他の包括利益合計		
税効果調整前	464	1,103
税効果額	174	274
税効果調整後	290	828

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	29,889,079	-	-	29,889,079
合計	29,889,079	-	-	29,889,079
自己株式				
普通株式	2,781,139	267	54,500	2,726,906
合計	2,781,139	267	54,500	2,726,906

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 267株

「株式給付信託(ESOP)」売却による減少 54,500株

なお、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度期首株式数に201,700株、当連結会計年度末株式数に147,200株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	142
	合計	-	-	-	-	-	142

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月11日 取締役会	普通株式	245	9	2017年3月31日	2017年6月7日
2017年11月8日 取締役会	普通株式	245	9	2017年9月30日	2017年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月10日 取締役会	普通株式	245	利益剰余金	9	2018年3月31日	2018年6月6日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	29,889,079	-	-	29,889,079
合計	29,889,079	-	-	29,889,079
自己株式				
普通株式	2,726,906	142	113,579	2,613,469
合計	2,726,906	142	113,579	2,613,469

（変動事由の概要）

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	142株
「株式給付信託（ESOP）」売却による減少	61,800株
ストック・オプション行使による減少	27,900株
譲渡制限付株式報酬の処分による減少	23,879株

なお、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度期首株式数に147,200株、当連結会計年度末株式数に85,400株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	121
合計		-	-	-	-	-	121

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年5月10日 取締役会	普通株式	245	9	2018年3月31日	2018年6月6日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	246	9	2018年9月30日	2018年12月4日

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	437	利益剰余金	16	2019年3月31日	2019年6月5日

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

1株当たり配当額には、100周年記念配当7円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	11,474百万円	15,931百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	94	7
現金及び現金同等物	11,379	15,924

(リース取引関係)

リース取引関係の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にポンプ事業の設備投資計画に照らして、銀行借入等により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として同じ外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。また、海外調達に伴いその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日はそのほとんどが決算日後4年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、適切な与信管理のもとに、営業債権及び長期貸付金について、主管部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についてもこれに準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、その取引先が信用度の高い金融機関であるため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内部規程に従い、経理部の管理のもとに行っており、取引実績は定期的に経営層に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	11,474	11,474	-
(2) 受取手形及び売掛金	26,784	26,774	9
(3) 投資有価証券	7,843	7,843	-
資産計	46,102	46,092	9
(1) 支払手形及び買掛金	10,998	10,998	-
(2) 短期借入金	4,196	4,196	-
(3) 長期借入金	11,095	11,204	108
負債計	26,290	26,399	108
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6	6	-
ヘッジ会計が適用されているもの	181	181	-
デリバティブ取引計	175	175	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	15,931	15,931	-
(2) 受取手形及び売掛金	25,778	25,774	4
(3) 投資有価証券	6,884	6,884	-
資産計	48,594	48,589	4
(1) 支払手形及び買掛金	11,145	11,145	-
(2) 短期借入金	2,443	2,443	-
(3) 長期借入金	15,470	15,709	238
負債計	29,059	29,298	238
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	11	11	-
ヘッジ会計が適用さ れているもの	125	125	-
デリバティブ取引計	113	113	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	2,635	2,642
投資事業有限責任組合への出資	17	14

(1)非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(2)投資事業有限責任組合への出資は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されているため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,474	-	-	-
受取手形及び売掛金	26,473	310	-	-
合計	37,948	310	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,931	-	-	-
受取手形及び売掛金	25,776	2	-	-
合計	41,707	2	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	258	1,253	1,583	2,500	5,500

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,948	2,187	3,104	1,104	7,124

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	6,890	3,821	3,069
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	6,890	3,821	3,069
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	952	1,109	157
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	952	1,109	157
合計		7,843	4,931	2,911

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,635百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額 17百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,154	2,505	2,649
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,154	2,505	2,649
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,729	2,045	315
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,729	2,045	315
合計		6,884	4,550	2,333

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 2,642百万円）及び投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額 14百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	438	97	83
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	438	97	83

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について減損処理の対象となるものはありません。

当連結会計年度において、有価証券について43百万円減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、期末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 日本円	555	-	6	6
合計		555	-	6	6

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 日本円	850	-	11	11
合計		850	-	11	11

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引					取引先金融機関から提示された価格等によっております。
	売建 米ドル	売掛金	6,182	-	187	
合計			6,182	-	187	

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引	売掛金	8,491	-	121	取引先金融機関から提示された価格等によっております。
	売建 米ドル					
合計			8,491	-	121	

(2) 金利関連

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの原則的処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	683	483	5	(注)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,500	4,500	(注)	(注)

(注) 取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの原則的処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	483	283	3	(注)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,000	5,850	(注)	(注)

(注) 取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(全て積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。また、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,096	百万円
勤務費用	337	
利息費用	55	
数理計算上の差異の発生額	23	
退職給付の支払額	304	
退職給付債務の期末残高	4,208	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,150	百万円
期待運用収益	75	
数理計算上の差異の発生額	211	
事業主からの拠出額	281	
退職給付の支払額	214	
年金資産の期末残高	4,505	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付	3,908	百万円
年金資産	4,505	
	597	
非積立型制度の退職給付	300	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	296	
退職給付に係る資産	597	
退職給付に係る負債	300	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	296	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	337	百万円
利息費用	55	
期待運用収益	75	
数理計算上の差異の費用処理額	18	
<hr/>		
確定給付制度に係る退職給付費用	334	

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	212	百万円
----------	-----	-----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	677	百万円
-------------	-----	-----

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	29.4	%
外国債券	9.1	
国内株式	25.4	
外国株式	24.9	
その他	11.2	
<hr/>		
合 計	100.0	

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が8.1%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

なお、退職給付信託の年金資産に係る期待運用収益は見積らない方法を採用しております。

割引率	1.0	%
長期期待運用収益率	2.0	%
予想昇給率	2017年9月30日を基準日として算定した 年齢別昇給指数を使用しております。	

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。また、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,208	百万円
勤務費用	473	
利息費用	52	
数理計算上の差異の発生額	13	
退職給付の支払額	249	
連結範囲の変動	6	
退職給付債務の期末残高	4,465	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,505	百万円
期待運用収益	82	
数理計算上の差異の発生額	74	
事業主からの拠出額	289	
退職給付の支払額	184	
年金資産の期末残高	4,618	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付	4,163	百万円
年金資産	4,618	
	455	
非積立型制度の退職給付	301	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	153	
退職給付に係る資産	455	
退職給付に係る負債	301	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	153	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	473	百万円
利息費用	52	
期待運用収益	82	
数理計算上の差異の費用処理額	58	
<hr/>		
確定給付制度に係る退職給付費用	384	

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	119	百万円
----------	-----	-----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	557	百万円
-------------	-----	-----

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	27.8	%
外国債券	9.1	
国内株式	25.3	
外国株式	26.4	
その他	11.4	
<hr/>		
合 計	100.0	

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が7.9%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

なお、退職給付信託の年金資産に係る期待運用収益は見積らない方法を採用しております。

割引率	1.0	%
長期期待運用収益率	2.0	%
予想昇給率	2018年9月30日を基準日として算定した 年齢別昇給指数を使用しております。	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費及び一般管理費	23	6

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年6月27日 株主総会決議 2008年9月18日 取締役会決議	2009年7月16日 取締役会決議	2010年7月16日 取締役会決議	2011年7月15日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 4	当社取締役 5 当社監査役 5	当社取締役 6 当社監査役 5	当社取締役 6 当社監査役 5
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 11,700	普通株式 19,400	普通株式 20,700	普通株式 24,700
付与日	2008年9月19日	2009年7月17日	2010年7月20日	2011年7月19日
権利確定条件	付与日(2008年9月19日)に在籍していること。	付与日(2009年7月17日)に在籍していること。	付与日(2010年7月20日)に在籍していること。	付与日(2011年7月19日)に在籍していること。
対象勤務期間	2008年6月28日～ 2009年6月26日	2009年6月27日～ 2010年6月29日	2010年6月30日～ 2011年6月29日	2011年6月30日～ 2012年6月28日
権利行使期間	2008年9月20日～ 2038年9月19日	2009年7月18日～ 2039年7月17日	2010年7月21日～ 2040年7月20日	2011年7月20日～ 2041年7月19日
新株予約権の数 (個)	31	51	69	88
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 3,100	普通株式 5,100	普通株式 6,900	普通株式 8,800
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,014 資本組入額 1,007	発行価格 1,258 資本組入額 629	発行価格 1,309 資本組入額 655	発行価格 1,214 資本組入額 607
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日 取締役会決議	2013年7月12日 取締役会決議	2014年7月14日 取締役会決議	2015年7月9日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 4	当社取締役 5 当社監査役 4	当社取締役 4 当社監査役 5	当社取締役 8
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 34,700	普通株式 31,900	普通株式 21,300	普通株式 22,400
付与日	2012年7月19日	2013年7月18日	2014年7月18日	2015年7月21日
権利確定条件	付与日(2012年7月19日)に在籍していること。	付与日(2013年7月18日)に在籍していること。	付与日(2014年7月18日)に在籍していること。	付与日(2015年7月21日)に在籍していること。
対象勤務期間	2012年6月29日～ 2013年6月27日	2013年6月28日～ 2014年6月27日	2014年6月28日～ 2015年6月26日	2015年6月27日～ 2016年6月29日
権利行使期間	2012年7月20日～ 2042年7月19日	2013年7月19日～ 2043年7月18日	2014年7月19日～ 2044年7月18日	2015年7月22日～ 2045年7月21日
新株予約権の数 (個)	135	138	109	178
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 13,500	普通株式 13,800	普通株式 10,900	普通株式 17,800
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 729 資本組入額 365	発行価格 873 資本組入額 437	発行価格 902 資本組入額 451	発行価格 905 資本組入額 453
新株予約権の行使条件	(注)1	(注)1	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日 取締役会決議	2017年7月7日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 8	当社取締役 9
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 19,400	普通株式 22,100
付与日	2016年7月20日	2017年7月21日
権利確定条件	付与日(2016年7月20日)に在籍していること。	付与日(2017年7月21日)に在籍していること。
対象勤務期間	2016年6月30日～ 2017年6月29日	2017年6月30日～ 2018年6月28日
権利行使期間	2016年7月21日～ 2046年7月20日	2017年7月22日～ 2047年7月21日
新株予約権の数 (個)	170	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 17,000	普通株式 20,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,107 資本組入額 554	発行価格 1,117 資本組入額 559
新株予約権の行使条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 2 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年9月18日	2009年7月16日	2010年7月16日	2011年7月15日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	3,100	7,200	8,900	11,900
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	2,100	2,000	3,100
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	3,100	5,100	6,900	8,800

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月9日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	18,800	19,300	13,800	20,300
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	5,300	5,500	2,900	2,500
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	13,500	13,800	10,900	17,800

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日	2017年7月7日
権利確定前		
期首(株)	-	-
付与(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後		
期首(株)	19,400	22,100
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	2,400	2,100
失効(株)	-	-
未行使残(株)	17,000	20,000

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年9月18日	2009年7月16日	2010年7月16日	2011年7月15日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-	1株当たり1,038	1株当たり1,038	1株当たり1,038
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり2,013	1株当たり1,257	1株当たり1,308	1株当たり1,213

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月9日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	1株当たり1,038	1株当たり1,038	1株当たり1,038	1株当たり1,038
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり728	1株当たり872	1株当たり901	1株当たり904

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日	2017年7月7日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	1株当たり1,038	1株当たり1,038
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり1,106	1株当たり1,116

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
投資有価証券評価損	38百万円	24百万円
税務上の繰越欠損金(注)3	1,223	870
貸倒引当金	379	409
賞与引当金	242	247
製品保証引当金	221	238
工事損失引当金	498	176
繰延ヘッジ損益	-	26
退職給付に係る負債	84	87
その他	402	401
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>3,090</b>	<b>2,482</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	-	810
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	1,204
<b>評価性引当額小計(注)2</b>	<b>2,494</b>	<b>2,015</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>596</b>	<b>467</b>
<b>繰延税金負債</b>		
其他有価証券評価差額金	873	696
固定資産圧縮積立金	175	178
繰延ヘッジ損益	32	-
退職給付に係る資産	213	35
その他	143	114
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>1,438</b>	<b>1,021</b>
<b>繰延税金資産(負債)の純額</b>	<b>842</b>	<b>553</b>

(注)1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	86百万円	105百万円
固定負債 - 繰延税金負債	928	659

(注)2. 評価性引当額が478百万円減少しております。この減少の主な内容は、提出会社において工事損失引当金に関する評価性引当額を320百万円減少したことによるものです。

(注)3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	2	120	4	26	6	709	870
評価性引当額	2	120	4	26	6	649	810
繰延税金資産	-	-	-	-	-	59	(2)59

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金 870百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産 59百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については、評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.3	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.1	0.6
試験研究費等税額控除	2.9	0.6
住民税均等割額	1.9	1.2
持分法による投資損益	2.1	1.4
評価性引当額の増減額	19.0	21.0
過年度法人税等	2.4	-
連結調整項目	13.4	3.2
その他	0.4	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.4	4.4

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	中東		その他	合計
			カタール		
25,058	8,391	10,064	3,559	1,866	45,381

(注) 売上高は最終納め先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
7,469	1,432	674	54	9,631

3．主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
24,471	8,168	11,196	4,318	48,154

(注) 売上高は最終納め先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
8,208	1,284	596	66	10,156

3．主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	ポンプ事業
当期償却額	14
当期末残高	20

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	ポンプ事業
当期償却額	15
当期末残高	5

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
重要な子会社の役員	Gerry Ashe	-	-	-	-	-	子会社株式の購入	235	子会社株式	-
重要な子会社の役員	Alister Flett	-	-	-	-	-	子会社株式の購入	224	子会社株式	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社株式の購入金額は、株主間協定書に基づき、取引時における子会社の財政状態を勘案して決定しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,240.33円	1,270.43円
1株当たり当期純利益	31.50円	80.18円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	31.34円	79.84円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	854	2,183
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	854	2,183
期中平均株式数(株)	27,134,901	27,230,744
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	137,959	116,788
(うち新株予約権(株))	(137,959)	(116,788)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		

(注) 当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

前連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数の期末株式数は147,200株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は174,576株であります。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数の期末株式数は85,400株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は116,584株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

2019年5月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議致しました。

自己株式の取得を行う理由 株主還元の充実、資本効率向上のため、機動的な自己株式の取得を行うもの

自己株式の取得に関する決議事項

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 600,000株(上限)  
(発行済自己株式総数(自己株式を除く)に対する割合: 2.19%)
- (3) 株式の取得価額の総額 600,000,000円(上限)
- (4) 取得期間 2019年5月15日~2019年9月30日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(自己株式の消却)

2019年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規程に基づき、自己株式を消却することを決議致しました。

消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 2019年9月30日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,627	1,639	2.474	-
1年以内に返済予定の長期借入金	2,568	804	0.517	-
1年以内に返済予定のリース債務	134	166	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,095	15,470	0.528	2020年～2029年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	297	346	-	2020年～2024年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	15,724	18,426	-	-

(注) 1 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,948	2,187	3,104	1,104
リース債務	125	104	86	29

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	8,093	19,133	28,818	48,154
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	261	132	676	2,254
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	202	4	544	2,183
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.45	0.14	20.00	80.18

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	7.45	7.29	19.82	60.10

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	8,734	13,521
受取手形	5 1,723	5 1,622
売掛金	21,820	19,691
商品及び製品	121	134
仕掛品	5,842	4,758
原材料及び貯蔵品	985	933
前渡金	426	399
前払費用	174	173
短期貸付金	849	868
その他	382	687
貸倒引当金	748	1,023
流動資産合計	2 40,311	2 41,766
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	2,637	2,962
構築物	235	262
機械及び装置	1,546	1,626
車両運搬具	12	10
工具、器具及び備品	184	321
土地	2,166	2,172
リース資産	394	466
建設仮勘定	58	187
有形固定資産合計	1 7,236	8,009
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	1,295	816
その他	21	19
無形固定資産合計	1,316	835
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	9,118	8,100
関係会社株式・出資金	2,250	2,288
長期貸付金	1,449	1,441
その他	509	395
貸倒引当金	967	1,107
投資その他の資産合計	12,361	11,119
固定資産合計	2 20,915	2 19,964
資産合計	61,226	61,730

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	814	886
買掛金	9,251	8,831
短期借入金	1,435,551	4,186,161
リース債務	130	158
未払金	960	1,252
未払費用	348	383
未払法人税等	246	63
前受金	2,589	1,887
預り金	41	43
賞与引当金	739	764
製品保証引当金	711	748
工事損失引当金	1,596	548
その他	49	138
流動負債合計	2,210,322	2,175,566
固定負債		
長期借入金	1,411,095	4,153,377
リース債務	297	345
繰延税金負債	625	332
退職給付引当金	106	120
その他	249	273
固定負債合計	12,374	16,449
負債合計	33,406	34,016
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金		
資本準備金	4,610	4,610
その他資本剰余金	3,229	3,248
資本剰余金合計	7,839	7,859
利益剰余金		
利益準備金	398	398
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	397	397
配当平均積立金	1,400	1,400
別途積立金	11,470	11,470
繰越利益剰余金	4,309	4,634
利益剰余金合計	17,974	18,299
自己株式	1,841	1,736
株主資本合計	25,566	26,014
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,038	1,637
繰延ヘッジ損益	72	59
評価・換算差額等合計	2,111	1,577
新株予約権	142	121
純資産合計	27,820	27,713
負債純資産合計	61,226	61,730

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	1 37,008	1 38,973
売上原価	1 30,030	1 31,630
売上総利益	6,977	7,342
販売費及び一般管理費	1, 2 6,536	1, 2 6,743
営業利益	441	599
営業外収益		
受取利息	1 54	1 65
受取配当金	1 560	1 221
為替差益	-	24
受取賃貸料	1 153	1 146
その他	1 72	1 73
営業外収益合計	840	530
営業外費用		
支払利息	82	78
貸倒引当金繰入額	220	206
シンジケートローン手数料	67	32
為替差損	64	-
その他	84	28
営業外費用合計	519	346
経常利益	762	783
特別利益		
投資有価証券売却益	-	97
関係会社株式売却益	-	38
特別利益合計	-	136
特別損失		
投資有価証券売却損	-	83
投資有価証券評価損	-	14
関係会社株式評価損	100	-
特別損失合計	100	98
税引前当期純利益	661	821
法人税、住民税及び事業税	297	61
法人税等調整額	180	56
法人税等合計	478	4
当期純利益	183	816

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		16,801	54.3	17,659	56.7
労務費	1	4,101	13.3	4,184	13.5
経費	1	10,040	32.4	9,286	29.8
当期総製造費用		30,943	100.0	31,130	100.0
期首半製品・ 仕掛品たな卸高		5,485		6,029	
合計		36,429		37,159	
期末半製品・ 仕掛品たな卸高		6,029		4,921	
他勘定振替高	2	369		607	
当期製品製造原価		30,030		31,630	

(脚注)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 「労務費」には退職給付費用160百万円、賞与引当金繰入額420百万円、「経費」には減価償却費883百万円、外注加工費780百万円、据付工事費3,432百万円がそれぞれ含まれております。	1 「労務費」には退職給付費用176百万円、賞与引当金繰入額428百万円、「経費」には減価償却費981百万円、外注加工費972百万円、据付工事費3,048百万円がそれぞれ含まれております。
2 「他勘定振替高」の内訳は固定資産振替高324百万円及びその他44百万円であります。	2 「他勘定振替高」の内訳は固定資産振替高586百万円及びその他20百万円であります。
3 原価計算方法 個別原価計算方法を採用しております。	3 原価計算方法 個別原価計算方法を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,592	4,610	3,229	7,839	398	398	1,400	11,470	4,616	18,283
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						0			0	-
剰余金の配当									491	491
当期純利益									183	183
自己株式の取得										
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	0	-	-	307	308
当期末残高	1,592	4,610	3,229	7,839	398	397	1,400	11,470	4,309	17,974

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,904	25,811	1,831	6	1,838	118	27,769
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩			-				-
剰余金の配当		491					491
当期純利益		183					183
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	63	63					63
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			206	65	272	23	296
当期変動額合計	62	245	206	65	272	23	50
当期末残高	1,841	25,566	2,038	72	2,111	142	27,820

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,592	4,610	3,229	7,839	398	397	1,400	11,470	4,309	17,974
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						0			0	-
剰余金の配当									492	492
当期純利益									816	816
自己株式の取得										
自己株式の処分			19	19						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	19	19	-	0	-	-	324	324
当期末残高	1,592	4,610	3,248	7,859	398	397	1,400	11,470	4,634	18,299

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,841	25,566	2,038	72	2,111	142	27,820
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩			-				-
剰余金の配当		492					492
当期純利益		816					816
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	105	124					124
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			401	132	533	21	555
当期変動額合計	104	448	401	132	533	21	106
当期末残高	1,736	26,014	1,637	59	1,577	121	27,713

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

仕掛品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物」及び「構築物」	10～50年
「機械及び装置」及び「車両運搬具」	4～17年
「工具、器具及び備品」	2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の工事

工事完成基準

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a（ヘッジ手段）.....為替予約

（ヘッジ対象）.....外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b（ヘッジ手段）.....金利スワップ

（ヘッジ対象）.....借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」477百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」1,102百万円と相殺し、「固定負債」の「繰延税金負債」625百万円に組み替えております。なお、「繰延税金資産」と「繰延税金負債」を相殺した影響により、前事業年度の総資産が477百万円減少しております。

(追加情報)

(株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

株式給付信託(ESOP)における会計処理方法に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
有形固定資産(工場財団組成)	2,745百万円	- 百万円
計	2,745	-

上記の担保資産に係る担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期借入金	300百万円	- 百万円
長期借入金	2,100	-
計	2,400	-

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	1,672百万円	1,691百万円
長期金銭債権	1,137	1,173
短期金銭債務	606	420

3 保証債務

他社の銀行借入等に対して次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
	12百万円	- 百万円

#### 4 財務制限条項

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社の借入金のうち3,668百万円には、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当社の借入金のうち683百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社の借入金のうち2,000百万円には、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当社の借入金のうち483百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

5 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
受取手形	131百万円	139百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,858百万円	1,827百万円
仕入高	3,051	3,107
その他	468	429
営業取引以外の取引高	514	38

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度14%、当事業年度13%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86%、当事業年度87%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売手数料	589百万円	564百万円
従業員給料手当	2,284	2,357
賞与引当金繰入額	299	322
減価償却費	359	449
貸倒引当金繰入額	370	221

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,696百万円、関連会社株式120百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,658百万円、関連会社株式120百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
投資有価証券評価損	38百万円	24百万円
関係会社株式評価損	671	651
税務上の繰越欠損金	171	132
貸倒引当金	525	651
賞与引当金	226	233
製品保証引当金	217	229
工事損失引当金	488	167
退職給付引当金	144	149
繰延ヘッジ損益	-	26
その他	398	422
繰延税金資産小計	2,883	2,689
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	74
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	2,075
評価性引当額小計	2,364	2,150
繰延税金資産合計	518	538
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	873	696
固定資産圧縮積立金	175	175
繰延ヘッジ損益	32	-
その他	60	-
繰延税金負債合計	1,142	871
繰延税金資産(負債)の純額	625	332

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
固定負債 - 繰延税金負債	625百万円	332百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.3	2.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	16.4	1.7
試験研究費等税額控除	5.4	0.1
住民税均等割額	4.1	3.3
評価性引当額の増減額	43.8	26.0
過年度法人税等	5.3	-
会計基準変更	-	7.4
その他	0.7	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	72.3	0.6

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

2019年5月14日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議致しました。

自己株式の取得を行う理由 株主還元の充実、資本効率向上のため、機動的な自己株式の取得を行うもの

自己株式の取得に関する決議事項

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 600,000株(上限)  
(発行済自己株式総数(自己株式を除く)に対する割合: 2.19%)
- (3) 株式の取得価額の総額 600,000,000円(上限)
- (4) 取得期間 2019年5月15日~2019年9月30日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(自己株式の消却)

2019年5月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規程に基づき、自己株式を消却することを決議致しました。

消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 2019年9月30日自己株式の取得及び自己株式の消却

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,637	592	2	266	2,962	5,282
	構築物	235	48	0	20	262	828
	機械及び装置	1,546	397	0	316	1,626	6,949
	車両運搬具	12	4	-	7	10	97
	工具、器具及び備品	184	340	0	203	321	2,180
	土地	2,166	5	-	-	2,172	-
	リース資産	394	227	-	155	466	312
	建設仮勘定	58	1,428	1,300	-	187	-
	計	7,236	3,045	1,303	969	8,009	15,651
無形固定資産	ソフトウェア	1,295	54	0	533	816	2,629
	その他	21	49	49	2	19	31
	計	1,316	104	49	535	835	2,660

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額(百万円)	新型倉庫	574
機械及び装置	増加額(百万円)	1機横中ぐり盤	254

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,715	627	213	2,130
賞与引当金	739	764	739	764
製品保証引当金	711	609	571	748
工事損失引当金	1,596	548	1,596	548

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="http://www.torishima.co.jp">http://www.torishima.co.jp</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより単元未満株式を所有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第137期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月28日近畿財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月28日近畿財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第138期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月9日近畿財務局長に提出

事業年度 第138期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月13日近畿財務局長に提出

事業年度 第138期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月13日近畿財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2018年6月29日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自2019年5月1日 至2019年5月31日）2019年6月3日近畿財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	村	正	之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	牧	秀	樹

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西島製作所の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社西島製作所が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	村	正	之
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒	牧	秀	樹
--------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第138期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。